

第1日目（2月28日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。ただいまから令和4年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から早退、牧野晶君から遅刻の届出が出ておりますので、報告いたします。また、ゆきぐに新聞より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号9番・勝又貞夫君及び議席番号10番・吉田光利君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月28日から3月17日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月17日までの18日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。議会冒頭、貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございません。既にお渡しをいたしました議案書に誤り等がございましたので、訂正させていただきたいと思っております。毎回で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

まず、最初に第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）の議案書を本日お配りいたしました丸正に差し替えさせていただきたいというものでございます。詳細の理由につきましては、本日9時から開催していただきました、議会運営委員会において説明を申し上げたところでございますけれども、先日2月20日から24日にかけての集中的な降雪によりまして、機械除雪費に今後、不足が見込まれるということから、急遽、歳出8款土木費、2項3目道路橋りょう除雪事業費の機械除雪費に1億円を追加することとしました。財源は財政調整基金をもって充てるとしたこととしましたものでございます。

この時期としては珍しく、まとまった降雪となりまして、ほぼ3日間にわたり1日3回、フル活動の除雪を余儀なくされました。機械除雪費に関しましては、これまでも2回の専決処分により追加補正を行ってまいりましたが、2月25日段階で3,100万円を残すのみとなりまして、今後の降雪対応、また、春先の排雪作業等を勘案しますと、今後の執行に不足を生じるといった事態になったものでございます。誠に申し訳ございません。歳入歳出の関係

箇所及び今回歳入歳出予算に追加する金額、並びに補正後の歳入歳出予算の総額について修正が必要となりましたので、第1号議案の議案書全部を差し替えたいというものでございます。

続きまして、お配りした正誤表に基づいてご説明を申し上げたいと思います。正誤表の1ページ、施政方針資料についてであります。お配りした別冊の施政方針資料の中でございます。1点目の四角といいますか、ひし形みたいな点でありますけれども、ただいま申し上げました第1号議案に関係する部分でございます。施政方針資料11ページの上から13行目に、「また、機械除雪費に、更に1億円を追加計上いたしました。」という一文を追加していただきたいというものでございます。

その下の四角、その2行下、上から15行目になりますが、財政調整基金繰入金のうち、4億2,000万円とありますのを、3億2,000万円に改めていただきたいというもの。次の四角、さらにその2行下、上から17行目になります。以上により、歳入歳出予算に、それぞれ21億8,946万9,000円とありますのを、22億8,946万9,000円に改めていただきたいというもの。その次の四角、その下の行になりますが、総額であります。総額を404億482万8,000円とありますのを、405億482万8,000円に改めていただきたいというものでございます。

その次の四角、21ページ。ただいま申し上げました、第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）の概要であります。この中の上から2行目になります、（1）今回の補正額を1億円増額しまして、22億8,946万9,000円に改めていただきたいというもの。次の四角は、その下の行であります、（2）補正後予算額を1億円増額しまして、405億482万8,000円に改めていただきたいというもの。

めくっていただいて正誤表の2ページになります。一番上の四角、同じく21ページの上から20行目、下から数えますと8行目になりますが、財政調整基金繰入金について、マイナス4億2,000万円とありますのを、マイナス3億2,000万円に改めていただきたいというもの。

その下の四角、次の22ページになります。今度は歳出の概要であります、上から16行目、下からは8行目になります。道路橋りょう維持補修事業費と勤労青少年ホーム解体事業費の行の間に、「機械除雪費1億円」という一文を追加していただきたいものでございます。ここまでが施政方針資料に関する訂正箇所でございます。

続きましてその下、第5号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）についての修正箇所でございます。議案書1ページであります、上から6行目、第2条の中、括弧書きがございまして、（以下「予算」という。）という文言が、それ以降予算という言葉が出てきませんので、必要のない文言でございました。この部分を削除していただきたいというもの。

その次、第8号議案 令和4年度南魚沼市一般会計予算、これは予算書としてお配りした冊子の中にあります。この中で291ページの、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書というものをつけてございますが、その一番最後から2段目、南魚沼市看護師修学

資金貸付金（令和４年度募集分）について、限度額それから当該年度以降の支出予定額、財源内訳の一番右端、一般財源の３か所の金額が誤っておりました。令和４年度から条例改正に基づきまして、貸与者の範囲を拡大するということから、これまでの１,２００万円を１,９２０万円に改めるべきところ、これを失念したものでございます。

続いて正誤表の３ページであります。これも別冊でお配りしました、第８号議案から第１５号議案 資料２ 総合計画実施計画と令和４年度予算についてであります。この資料であります、この１８ページになります。上から５段目、事業ナンバー１８であります。小学校施設等整備事業費の右端、令和４年度、令和５年度、令和６年度の３か年度における新規あるいは継続等の区分を記載した箇所でございますが、３か年度全てに「継続」と記載すべきところ、真ん中の令和５年度しか記載がございました。令和４年度、令和６年度にも「継続」の文言を加えていただきたいというもの。

めくって正誤表の４ページであります。同じ資料でめくって２０ページになります。一番下３段であります。小学校、中学校、特別支援学校のＧＩＧＡスクール運営費について、まず、左端の事業ナンバーの附番が誤っておりました。２８番の下が同じ２８番になっておりますけれども、これを２９番に、その下も２９番を３０番に修正していただきたいというもの。

そして先ほどと同じ右端の、新規、継続等の区分についてであります。いずれも令和４年度を新規として、令和５年度、令和６年度はいずれも継続と記載すべきところでございます。そのように修正をお願いしたいというものでございます。

以上が修正箇所でございます。今後このような間違いのないよう、さらに気を引き締めて精査してまいります。誠に申し訳ございません。

○議 長 日程第３、諸般の報告、監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第４、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。令和４年３月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策などについてであります。１２月議会定例会終了後、お正月の三が日までは感染拡大はある程度抑制されておりましたが、それ以降、急激に感染者数が増加いたしました。心配されておりました第６波の発生であります。オミクロン株の蔓延により、これまでにない速度で感染が拡大し、１週間でおおむね倍増するという状況が続きました。１月末時点で、全国の１日の新規感染者数が８万人を超える事態に至り、国は１月２１日をもって、新潟県を含む１３都県にまん延防止等重点措置を適用し、１月２７日には北海道、大阪府を含む３４都道府県に適用を拡大せざるを得ませんでした。

新潟県及び南魚沼市においても、国とほぼ同時期に感染拡大が始まり、１月中の新規感染

者は新潟県で 8,000 人を超え、南魚沼市においても 171 人を数えました。しかし、その後はさらに感染拡大のスピードが上がり、2 月は 27 日までで既に 426 人となりました。まさに過去に例のない急拡大が現在も続いております。市の職員にも感染者が発生いたしましたが、今のところ、市役所業務への影響は最小限にとどまっております。また、市内の小学校、中学校の児童生徒や保育園・認定こども園の園児、職員にも多くの感染が確認されておりますが、迅速な学年・学級などの閉鎖、クラス閉鎖、保護者への情報伝達や家庭保育の依頼などを行いながら、できる限りの感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

感染予防策としては、マスクの着用、手指消毒など、これまでの対策を徹底することが肝要ですが、抜本的な対策としては 3 回目のワクチン接種が最も効果があると考えております。南魚沼市では、高齢者に対する個別接種を 1 月半ばから、同じく集団接種を 2 月 15 日から前倒しで行っています。

まん延防止等重点措置の適用とともに、新潟県全域で飲食店等の営業時間短縮の取組が始まり、本気井でにぎわっていた市内経済は再び冷え込むこととなりました。スキー場などの観光産業やその関連産業は、今年こそはと意気込んでいただけに、その影響は誠に深刻であります。感染状況を見極めながら、今後、効果的な経済対策を打ち出し、支援してまいりたいと考えております。

ウイルスとの闘いは丸 2 年を超え、市中には疲弊感や諦め感が漂っていますが、簡易な検査方法や飲み薬などの新たな武器も手に入れており、人類がウイルスに打ち勝つ道筋は、明確に見えてきたと感じてはおります。市民の皆さんと一体となり、1 日でも早く、この山を乗り越えることができるよう取り組んでまいります。

ここで、令和 3 年 12 月議会定例会以降の経過につきましてご報告を申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げたいと思います。

第一に、保健・医療・福祉についてであります。

保健関係につきましては、新型コロナワクチンの追加接種 3 回目を 12 月末から医療従事者に始めてまいりました。追加接種は、日時と接種場所をあらかじめ指定した日時場所指定方式を採用しています。医療機関での個別接種は 1 月 17 日の月曜日から開始しました。集団接種は 2 月 15 日火曜日から、五日町雪国スポーツ館を会場として、毎週火曜日から土曜日まで、3 月からは日曜日を追加して行います。接種から 6 か月以上を経過した市民の方に順次、接種券をお送りし、接種を実施してまいります。開始時期の前倒しとともに、接種回数を増やして接種の加速化を図っています。5 歳から 11 歳までの小児の接種につきましては、個別接種と集団接種で実施することとし、3 月からの接種開始に向けて準備を進めています。

自宅療養者への支援につきましては、感染力の強いオミクロン株の発生により、感染者が急増して自宅療養者が増えていることから、食料品や日用品の配達ができる市内の店舗と契約を行い、支援を開始したところであります。保健所業務の見直しによる陽性者の健康状態の把握などへの重点化や、濃厚接触者の自宅待機期間など、国・県の対策が日々変化していますが、今後も柔軟に対応してまいりたいと思っております。

看護師修学資金貸与につきまして、昨年12月に選考試験を実施し、新たに4人に対する貸与を決定しました。なお、貸与予定数の5人に満たなかったということから、2月の入学試験合格者まで対象を拡大し、追加募集を行っております。

母子保健事業につきましては、1月から産後ケア事業の訪問型を開始いたしました。この事業は、心身の不調や育児不安のある母子に対する保健指導などへの支援を行うものです。これまでは医療機関を利用する宿泊型、また日帰り型のみでしたが、今回開始した訪問型は、助産師が母子のお宅を訪問して保健指導などを実施するもので、外出の難しい母子でも産後ケアが利用できるようになるものと思っております。

医療関係につきましては、総務省事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業の基礎的支援の取組で、1月24日に第5回の会議を開催しました。これまでの事業の取組状況や、市民病院の令和4年度に向けた経営改善、病棟再編及び医師確保対策の取組状況を説明し、アドバイザーから専門的な分析に基づくご意見をいただいたところであります。

寄附講座の拡充について申し上げます。自治医科大学附属さいたま医療センターから循環器内科の医師1名を特命助教として、令和4年度の当初から派遣していただけるめどが立ちまして、4月からは3名の医師体制となります。また、第2期の寄附講座の開設に向けた大学との協議が進み、多方面へのネットワークを通じた募集をかけていただくことができました。その結果、1名の医師を10月から派遣いただく準備が進んでおります。ご本人からも市民病院を視察していただくなど、招聘に向けて順調に進捗しております。

現時点では寄附講座の第2期は、令和4年10月から令和6年3月までの1年6か月を医師3名体制で設置し、その後も令和6年度から令和7年度までを第3期として、継続性のある寄附講座とすることで、大学と協議を進めているところであります。加えまして、自治医科大学附属さいたま医療センターから、循環器内科の専攻医のお医者さんが常勤医として勤務していただけるという見込みになりました。寄附講座と併せて、自治医科大学関係で4名の常勤医師の支援が得られるということになりました。

ゆきぐに大和病院及び健診施設に係る調査委託事業につきまして、業務が完了しました。各候補地の計画案の比較、及び総合評価について報告書の提出がありました。現時点では、この報告書をもって候補地を特定するべきではないと判断しております。今後、市立病院の経営改善に向けた計画と施設整備の中期的な計画に併せて、病院事業の全体計画として策定を進める考えでございます。

医療対策の推進では、第6回目の医療対策推進本部会議を1月28日に開催し、これまでの総務省事業の取組、また寄附講座による医師確保、ゆきぐに大和病院並びに健診施設の調査委託、及び市立病院の組織再編の取組状況などを説明し、今後の方針について協議を行ったところであります。今後も市長部局と病院部局双方で共通認識を持ちながら、諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ここからは文書での配付が間に合いませんでしたが、口頭で申し上げる部分がありますので、よろしくお願いします。医療対策について続行します。市民に2期目の負託をい

ただいた、市長である私の一丁目一番地の公約であります。令和4年度は2期目の折り返し地点を私としては迎えるということから、いよいよ実施の年度を迎えることになります。こうした中、外山副市長からは常勤医師確保や医療のまちづくりに関する基本的方針の策定など、特命副市長としておおむね一定の仕事をやり終えたということで、退職願が出されたところであります。外山副市長には、医療対策のみならず医療従事者の少ない本市において、ワクチン接種においても統括責任者として、さらに医師としても粉骨砕身、市民のために働いていただいております。

一方、市立病院群の病院事業管理者、宮永管理者には、12年間、市立病院の管理運営に多大な貢献をいただけてきたところでもあります。このたび、宮永管理者からも長年の任期を全うしたとのお申出を受けたので、これを了としたところでもあります。

そこで、任命権者である私としては、これまでの豊富な経験と実績を持つ、前病院事業管理者補佐にも就いていただいていた外山副市長、外山医師に、誠にご苦勞ではありますが、新年度からの新たな病院事業管理者として、難しい市立病院群などのかじ取りをお願いすることといたしました。

なお、外山新管理者の命を受ける、南魚沼市民病院には加計医師に引き続き院長を、同じくゆきぐに大和病院長には松島医師にそれぞれ引き続きお願いするとともに、外山新管理者には病院事業経営管理本部を立ち上げ、医療現場で職員と一丸となって、医師確保や病棟再編などの経営改革に邁進していただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。本文に戻ります。

医療のまちづくりプロジェクトでは、2月25日に2つのプロジェクトチーム合同による第3回医療のまちづくりプロジェクトチーム会議を開催しました。これまでの総務省事業を受けての令和4年度からの経営改善などに向けた取組、寄附講座の拡充、また買物支援の取組などについて説明し、委員からご意見を本当に活発にいただいたところでございます。

子育て支援関係について申し上げます。新型コロナ対策として国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり5万円について、1月31日現在でひとり親世帯分として申請が不要な対象者——388人いらっしゃいます——及び申請が必要な対象者24人に対する振込が完了しております。また、ひとり親世帯以外分については、申請が不要な対象者234人、及び申請が必要な対象者35人に対する振込が完了しています。申請期限は2月28日、本日となっておりますので、3月に最終給付を行い、事業が完了となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するために実施する子育て世帯への臨時特別給付金、児童1人当たり10万円相当につきましては、当初クーポン券で支給することとされていた5万円分も、現金での給付が可能となったことから、令和3年内に現金で一括給付する方針といたしました。これにより、申請が不要な中学生までの児童の世帯3,322件へ12月23日に給付いたしました。また、高校生などの申請が必要な世帯、689件ございます。1月31日に第1回目の給付を行っています。引き続き3月31日まで申請を受け

付け、給付を行ってまいります。

福祉関係について申し上げます。生活困窮世帯を対象とした福祉灯油購入費助成事業の申請を1月17日から受付を開始し、支給要件の確認後、順次、助成金の支給を行っています。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、2月15日に対象となる世帯に支給要件確認書を郵送して、給付を行ってまいります。

第4期地域福祉計画——令和8年度までであります。この計画の策定につきましては、2月3日に開催した第4回地域福祉計画推進委員会で、最終審議が行われました。「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」を基本理念として、地域福祉の推進を図ってまいります。

介護保険関係については、いまだ収束が見通せないコロナ禍において、今日まで市内の介護施設では、大きなクラスターは発生しておりません。これは、関係各位の並々ならぬ努力のたまものでありまして、心より敬意を表するところであります。

地域支援事業としては、1月10日から3月21日までの全11回を予定して、地域包括ケアシステムについてのミニ講話を、FMゆきぐにで放送しております。市の少子高齢化の現状を知り、市民が自ら地域で支え合うために取り組むべきことや、予防活動などについて幅広い年代の皆さんに伝達、情報を伝えているところであります。

国民健康保険事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度予算では保険税収入の大幅減を見込み、支払準備基金の大半を投入して予算編成を行ったところですが、調定額、収納率ともに前年に近い水準で推移しておりまして、今定例会の補正予算に保険税収入の追加を計上したところであります。令和4年度当初予算は、県が示した算定値を参考に推計して、不足分は支払準備基金を繰入れすることにより、現行保険税率を据え置いて運営できる見込みではありますが、令和3年の所得額等の確定を待って、改めて検証を行うことにさせていただきます。その旨を、2月24日に開催した国民健康保険運営協議会で説明し、ご了解をいただいたところでございます。

病院事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、院内感染の防止に、より注力するとともに、ワクチンの追加接種をできる限り前倒しして実施しています。市の集団接種に医師、看護師及び薬剤師を派遣してまいります。今後も国や県の動向を注視しつつ、早期に追加接種が進むよう努力しております。

3回目の新型コロナワクチン接種については、大和病院では、医療・介護施設従事者などは1月15日から、高齢者は2月5日から開始しておりまして、市民病院では、医療従事者は1月19日から、高齢者は1月21日から開始しています。

市民病院玄関前庇の再建のことです。これにつきましては鋼材など、様々な材料の供給不足と値段の高騰が報道されている中でありますが、主要材料については工程計画どおりに手配することができております。今後の降雪状況の影響が心配されますが、利用者の利便性の回復を図るため、6月末の完成を目指して、安全に留意して工事を進めてまいりたいと思います。

また、この倒壊事案に対しましては、発生当時の担当職員を処分するとともに、宮永病院事業管理者からは、自らの管理責任に対するお申出がありまして、給料の一部を自主返納いただいたところでございます。ご報告させていただきます。

市民病院の経営改善策の大きな取組として、4月に病棟の1つを地域包括ケア病床に転換するため、課題となっております看護助手の確保に努めながら準備を進めています。また、令和4年度の早期に回復期リハビリテーション病棟への転換を進めていくため、4月から新たにリハビリテーション技師5人を採用することといたしました。

城内診療所につきましては、3回目のワクチン接種の加速化を図るため、診療日によっては午後の外来診療の制限を行うなどして、個別接種枠を拡大して対応しております。

次に、教育・文化についてであります。

石打地区の小学校統合については、新たな校舎となる上関小学校の改修工事が完了し、学童保育施設を学校内に新設する工事も完了いたしました。新たな校歌や校旗も完成して、上関小学校、石打小学校の両校の児童は4月11日の開校式・入学式に向け、交流活動や新しい校歌の練習などに取り組んでおります。

学校施設の整備について申し上げます。国の補正予算による追加内示がありまして、中学校の特別教室へのエアコン設置工事、塩沢中学校のトイレ改修工事について、今定例会の補正予算に計上いたしました。どちらも国の交付金を活用し、新年度に取り組むとしておりましたが、前倒しで工事を実施する予定であります。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、南魚沼市立の学校においても多数の児童生徒が陽性者となるなど、感染が広がっています。全ての学校への顔認証型サーマルカメラの配備をはじめ、学校では行事の簡素化、また時間短縮、平日も含めた中学校の部活動の休止に加え、保護者と連携しながら児童生徒の健康観察を徹底するなど、一層の感染防止対策を実施しています。今後も校内の消毒、マスクの着用、換気、手洗い、3密防止など基本的な予防対策を徹底し、学校内での感染拡大防止に努めてまいります。

南魚沼市民会館の舞台吊物装置更新工事に伴いまして、大ホール及び多目的ホールの利用を休止しておりましたが、工事が全て完了いたしました。大ホールについては3月から利用再開、また、多目的ホールについては1月24日に工事が完了し、1月下旬から利用を再開しております。

次に、環境共生について申し上げます。

施設整備計画に基づく可燃及び不燃ごみ処理施設の延命化対策についてです。今年度計画した工事は全て、順調に進捗しております。整備に当たっては、これまでの点検結果、また不具合の状況から健全度を判定し、劣化が進んでいる懸案設備を優先しております。今後も引き続き状態を勘案して、随時計画を見直しながら、安定稼働に努めてまいります。

新ごみ処理施設整備につきまして申し上げます。現在、市内において建設候補地を定め、関係地域と協議を行っているところです。建設予定地の決定については、地域と行政、お互いの信頼関係が最も重要であるということから、より丁寧な協議に留意して進めてまいります。

す。

今年度の取組として、家庭系ごみ内容物調査——持ち込まれたごみの調査であります。これを計4回、事業系ごみ排出調査を直営で実施しております。これに加えまして、国の支援事業を活用した食品ロス実態調査を業務委託で実施させていただき、市内全体のごみ排出状況を把握するとともに、事業系ごみの処理適正化や食品ロスに関連した生ごみ類の排出実態調査などを行いました。今後も継続的に調査を行い、これらの結果を踏まえながら、施設延命化対策、また新ごみ処理施設整備に向けた減量化の取組をより深化させていきたいと考えております。

有害鳥獣対策について申し上げます。今年度は、ツキノワグマの出没が少ないまま降雪期に入りましたので、人身被害につながる危険な時期は、おおむね脱したものと判断しています。しかし、冬期間でも人家の周辺に、今度はイノシシが出没する事案が発生しているということから、引き続き関係機関と連携して鳥獣被害の防止に努めてまいります。

地盤沈下について申し上げます。12月25日から元日にかけての大雪で、急激な水位低下が起こったことから、警報を発令いたしました。年明け後も断続的な降雪に見舞われ、地下水位が回復しない状況が続いています。市民に広く節水を呼びかけるため、本庁舎1階ロビーに地下水位情報を掲示するとともに、FMゆきぐに、市ウェブサイト及び広報車によりまして情報提供し、節水への意識向上や注意喚起に、引き続き取り組んでおりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、都市基盤についてであります。

この冬の除雪事業につきましては、12月18日の初雪以来、断続的な降雪、特に年末年始は警報級の大雪となりました。その後も降雪日が多く続いたため、降雪量、積雪深ともに過去10年間の平均を上回り、2月15日時点での機械除雪費の合計は、約10億2,300万円になりました。引き続き冬期間の市民生活に支障がないよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、補正予算において国道253号八箇峠道路に2億円、国道17号六日町バイパスに4億円——このうちゼロ国債で2億円です——の配分がありました。また、六日町電線共同溝、上一日市地区歩道整備についても補正予算の配分がありましたので、円滑な事業実施に協力するとともに、今後も早期の全線開通に向けた要望を続けてまいります。

直轄砂防事業について、登川床固工群、登川流域砂防堰堤改築にそれぞれ1億円、高棚川砂防堰堤群に1億3,000万円の補正予算の配分がありました。安全な地域づくりのため、事業の推進に協力してまいります。

水道事業について申し上げます。発注した施設、管路工事は順調に進捗しております。非常用水源の開発では、上田調整池内の非常用水源電気設備工事が完了しました。今後、定期的な水質検査を行い、非常時に備えた運用を開始いたします。

また、10月に和歌山県で発生した水管橋の崩落事故を受けまして、厚生労働省の指導に基づき、市内の主要な水管橋の緊急点検を実施いたしました。甚大な事故につながるような

不良箇所は確認されなかったもので、報告をいたします。

下水道事業につきましては、農業集落排水の県流域下水道への接続工事では、中之島地区が完了、残る城内地区についても順調に進捗しています。また、国の補正予算を活用して、六日町市街地の寺裏雨水幹線工事の進捗を進め、集中豪雨対策の効果が早期に発揮できるよう、今定例会に補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いします。

次に、産業振興であります。

令和3年産米については、魚沼地域の作況指数は96のやや不良、10アール当たりの収量は487キログラムとなりました。品質面では、継続的な土づくりや適期中干しの徹底、また登熟期の異常高温がなかったということから、市内JAによる検査実績でコシヒカリの1等米比率は、カントリー集荷分を含めまして93.8%となりました。1等米比率が90%以上の品質確保は、平成23年以来であります。大変よかったと思います。

農地中間管理機構を通じました農地の集積であります。38件、33.2ヘクタールの貸付実績となりました。今後も、担い手への効果的な農地の集積・集約化を進めるべく、関係機関と連携して取り組んでまいります。

観光振興について、2年目となりましたプレミアム旅行券「雪恋」の12月からの利用開始と、12月下旬からまとまった降雪があったことにより、10か所のスキー場のうち、8か所が年末年始の営業を行うことができました。入込客数は9万780人——前年比では150.20%、前々年比では200.18%となりました。

商工振興については、11月末まで販売した南魚沼市プレミアム付商品券が、最終的に79万1,160冊の販売となりまして、1月末までに7億3,464万円が換金されました。換金率では92.9%となっております。2月末の、本日の換金期限まで、引き続き取り組んでおりますのでよろしくお願いします。

1月19日に発出されましたまん延防止等重点措置、いわゆるまん防に伴い、1月21日から3月6日まで要請された営業時間短縮及び酒類提供制限、会食人数の制限、これらに多くの事業者からご協力をいただいております。現在、該当する事業者の皆様新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の給付を進めています。今後も支援などについて、可能な限り迅速に取り組んでまいります。

イノベーション人材育成事業については、JR六日町駅内に整備を進めている事業創発拠点工事が間もなく完了いたします。3月下旬にオープニングイベントを開催する予定でありまして、4月から供用開始となる予定です。本施設を活用して意欲ある起業家や事業者の支援、育成に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、行財政改革・市民参画についてであります。

行政改革につきましては、行政改革推進委員会を開催し、アクションプランの今年度の取組について外部からの評価をいただきました。引き続き行政改革大綱の実現に向けまして、具体的な事務事業の見直しと改善を進めてまいります。

第2次南魚沼市総合計画につきましては、令和3年度は後期基本計画の初年度となったわ

けであります。1月18日の総合計画審議会で、令和4年度から令和6年度までの実施計画について、審議会より了承をいただきました。

男女共同のまちづくりの推進につきましては、第4次男女共同参画基本計画の策定に取り組み、1月26日に男女共同参画推進委員会を開催し、計画の素案について審議をいただいたところであります。

令和3年度一般会計補正予算（第13号）から——すみません。少し省略いたしまして第17号までを——第13号、第14号、第15号、第16号、第17号までを専決処分といたしましたので、今定例会でご報告させていただきます。内容につきましては、それぞれ提案理由で説明を申し上げますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。お許しいただきたいと思います。

ページをめくっていただきたいと思います。11ページであります。一般会計補正予算（第18号）についてであります。これにつきましても、議案に係る提案理由で詳細にわたり説明をさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

11ページ後段になります。次に、新年度当初予算編成に当たり、私より所信の一端を申し上げますさせていただきます。令和4年度であります。

政府は、一般財源総額については骨太の方針2021で、引き続き実質的に同水準を確保するとしておりまして、これを踏まえた令和4年度の地方財政対策において、前年度を上回る額が確保されています。また、地方交付税については、地方税や譲与税の伸びに加え、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする歳出増を踏まえ、近年の最高額が確保されるとともに、臨時財政対策債の抑制が図られたところであります。

これら、国の令和4年度地方財政対策、また新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした、様々な地域の情勢を踏まえた上で、令和4年度当初予算は、将来にわたる財政の健全化と持続可能な財政運営を行うため、予算編成や財政運営の指標として活用することとして策定させていただいた第3次財政計画の初年度ということを強く念頭に置きまして、その際シミュレーション2でお示ししました、推計を達成するための当初予算額推計をベースに、令和4年度予算を編成したところであります。

課題であります財政指標の改善——長くずっとこれがあるわけではありますが、実施計画ローリングと財政計画に基づく財政健全運営への取組により、起債残高が減少し、実質公債費比率、また将来負担比率ともに改善してきておりまして、確実に健全化が進められているものと考えております。

しかしながら、自主財源の根幹ともいえるべき市税について、前年度から一定の回復基調ではあるものの、新型コロナの第6波であるオミクロン株の蔓延などの影響によりまして、市税全般で伸びが期待できない状況であると考えております。景気動向や早いペースで進行している人口減少の影響、これらによつては容易に財政状況の悪化を招きかねないということから、予断を許さない状況に変わりはないと考えておりまして、決して気を緩めることなく

着実な財政運営を堅持してまいりたいと考えております。

歳入を申し上げますと、市税につきましては、経済情勢や税制改正などを踏まえて算定いたしております。譲与税、交付金、地方交付税、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を見込みまして、増減率のほか、国勢調査が実施されたことによる人口を測定単位とした基準財政需要額への影響を踏まえた推計を行って、算定したところであります。国県支出金その他の特定財源は、歳出の各事業に基づき、適切に計上していると思っております。

歳出では、総合計画実施計画のローリングに基づき、主要な施策を着実に進捗させるとともに、これは新たに取り組めますが、ふるさと里山再生整備事業や、医療のまちづくりの実証実験、建設業の人材確保の支援事業など、実効性のある取組を進めてまいりたいと思います。また、感染症対策として、消防大和分署並びに湯沢署の仮眠室などの改修や小学校図書室へのエアコン設置などを行ってまいります。このほか、公共施設等総合管理計画に基づきまして、大規模改修や不要となった公共施設の解体除却などを進めてまいります。

市政への要望や課題は常に山積しております。尽きることはありません。持続可能な財政運営を念頭に、限られた財源で最大の効果を発揮していくよう、工夫を心がけながら、活気を取り戻せるよう予算編成を行ったと考えてございます。

以上を踏まえまして、令和4年度一般会計予算を、総額で319億3,000万円、前年度比較では13億7,000万円、4.5%増で編成いたしましたのでよろしくお願いいたします。

次に、新年度の主な事業概要について説明を申し上げます。

第1、保健・医療・福祉についてです。

保健関係については、市民一人一人が主役となり、自分の健康は自分でつくることを意識しながら実践できる健康施策を、健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター、及び地域づくり協議会の皆さんなどの協力のもとに推進していきます。

そのための方策として、第1に、令和2年度から新型コロナウイルスの感染拡大のため、健診受診者が減少しております。令和元年度の受診者数に回復していない状況が、現在ございます。新年度はより一層、申込みをしていない方や、健診に申し込んでも受診に至らない対象者などに対しまして、様々な機会を捉えまして受診につながるよう働きかけをしてまいります。また、事業開始から3年目となる健康ポイント事業については、前年度以上に参加者が増えるよう事業の普及啓発に努めてまいります。加えまして、健康寿命の延伸に向け、高齢者への保健事業と介護予防などを一体的に実施してまいります。

第2として、予防接種事業及び母子保健事業の充実に努め、第5期の風疹事業や、定期接種となっている各予防接種に加え、積極的勧奨が再開された子宮頸がん予防ワクチン接種など、年度内に変更が行われているワクチンの最新情報について、市民の皆さんへの確にお知らせして、正しい知識の普及啓発、また予防接種を促進し、接種助成事業の周知を図ってまいります。

不妊治療については、保険診療適用外の費用助成を行ってまいりましたが、このたびの診療報酬改定に伴いまして、今後の助成の在り方について検討を始めさせていただいたところ

でございます。

妊婦健診については助成を継続し、乳幼児健診及び療育支援の充実など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進してまいります。また、産婦健康診査事業を新たに開始する予定で、健診費用を助成することにより産婦健診の確実な受診を促すとともに、医療機関と健診結果を共有することで、産後鬱などの早期発見、また早期対応につなげるものとしております。早期に対応することで、児童虐待の抑止効果にも期待しているところであります。

加えまして、これまで子育ての駅ほのぼの——イオンにありますほのぼのですが、ここでマタニティー教室や離乳食教室を実施してきましたが、新年度からは乳児健診と1歳歯科健診も実施する体制に変更いたします。ほのぼのの広場に早期につなぐことで、コロナ禍で育児に困難を抱えるご家庭の不安、またご負担により早く対応することができるよう支援を進めてまいります。

第3として、全国的な課題である自殺予防対策について、県や医療機関など関係機関と連携しながら、自殺予防へとつながる事業を推進してまいります。これまでの高齢者対策に加えまして、自殺が大変な問題になっております。この働き盛り世代の男女、若年層対策が必要です。地域づくり協議会や教育現場と連携して、活動強化を図ってまいります。

地域医療対策事業費では、拡充事業として寄附講座、また若手医師育成環境整備を推進し、医師確保を積極的に進めてまいります。

看護師修学資金貸与制度については、資金貸与を受ける方の市内に住所を有するという要件がこれまでありましたが、この市内に住所を有するという要件をなくし、広く、そして在学生も対象に加えることで——最初の年度だけではなくて、途中からでもという意味ですが、学生が利用しやすい制度となるよう、今定例会に条例の一部改正を提案しておりますのでよろしくお願いします。これにより、卒業後に市内に勤務する医療従事者をさらに増やすことを目指してまいりたいと思います。

子育て支援関係については、子供が3人以上いる、子供さんの多い、多子世帯の保育料負担軽減を目的に、国の軽減制度の対象とならない児童に対し、南魚沼市の独自制度として実施しています、3人目以降の児童に対する保育料軽減を一層強化させていただきたい。軽減率を20%から50%に拡充したいと思います。これにより、第3子以降の児童全てが、国制度の対象児童と同等の軽減となるということになります。

また、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策、こういう名前のものが令和3年11月19日に閣議決定しました。これにおいて、保育士などを対象に収入を3%程度引き上げるための措置を前倒しで実施するということがとされたことから、南魚沼市では、2月から保育園・認定こども園の保育士等職員の皆さんの収入を3%程度引き上げるための南魚沼市保育士等処遇改善臨時特例事業を実施しています。これは、職員に対し3%程度の賃金改善を継続して実施する園に対しまして、必要な費用を補助するものであり、市内全ての私立園・公設民営園が、この事業により職員の賃金改善に取り組んでおりますので、ご報告いたします。

学童保育につきましては、統合石打小学校の開校に併せまして、学校内に新設した学童保育施設の名称を石打クラブとしまして、定員 35 名で開所いたします。施設整備に当たっては、保育室の面積や収納などに余裕を持たせまして、快適で安全に過ごせる環境づくりに努めました。引き続き、各家庭における仕事と子育ての両立に向け、児童の健全育成に努めてまいります。

福祉関係につきましては、介護人材確保緊急支援事業の研修費補助制度について、介護施設だけではなく、障がい者施設に従事する皆様方も対象に加えまして、制度の拡充を図りたいと思います。

浦佐福祉の家については、公共施設等総合管理計画に基づきまして、令和 5 年度からの市内社会福祉法人への無償譲渡に向けて、耐震補強・改修工事を予定させていただいております。

生活困窮者支援については、自立相談・住居確保・家計改善・就労準備・子どもの学習支援、これらのメニューによりまして、南魚沼市社会福祉協議会と連携させていただき、引き続き生活困窮者の自立支援に取り組んでまいります。

介護保険関係については、第 8 期介護保険事業計画の中間年に当たっております。引き続き介護人材確保対策として、介護人材確保緊急 5 か年事業の継続、介護職員初任者及び実務者研修費用の助成、ケアマネジャー受験対策講座の開催など、資格取得支援を継続してまいります。

また、新たな事業としまして、在宅で介護を行っている介護者の皆さんの身体的・経済的な負担を少しでも軽減させていただきたいという思いから、ベッドの起き上がりや車椅子への移動など介護動作をサポートするそういう機器、これらを目的としまして、介護保険制度では対象となっておりますが、介護用補助用具等の購入費の助成を行いたいと思っております。

また、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けまして、在宅医療が安心して行えますように、医療介護連携のための地域医療機関の入退院連携ガイドを南魚沼地域在宅医療推進センターと協働で作成してまいりたいと思います。加えて、市民フォーラムや市報等を活用して、市民への啓発活動にも重点を置いて取り組んでまいります。

2 つ目の教育・文化についてであります。

学校施設の整備であります。老朽化が大変著しい北辰小学校の大規模改修工事を令和 5 年度に実施したいと思います。その設計費用を新年度予算に計上いたしました。また、おおまき小学校のグラウンド改修工事、城内小学校体育館のサッシ改修工事、小学校図書室へのエアコン設置工事、六日町中学校の第一体育館床改修工事、及びエレベーター改修工事があります。繰越事業として、塩沢中学校のトイレ改修工事、中学校の特別教室へのエアコン設置工事を実施し、教育環境のさらなる向上に努めてまいります。

I C T を活用した教育の推進について、G I G A スクール構想で整備した児童生徒一人一人へのタブレット端末の配布、学校内における高速インターネット環境の構築によりまして、

全ての南魚沼市立の学校においてＩＣＴを活用した教育活動が可能となりました。コロナ禍の状況も踏まえながら、タブレット端末のご家庭への持ち帰りを段階的に進めるなど、家庭学習での活用も行うこととしています。今後もＩＣＴ教育の充実に向け、教職員のＩＣＴ機器への対応や授業での有効活用に向け、学校と連携しながら支援体制の強化を図ってまいります。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、国の補助金を活用した感染予防対策予算を各学校へ配分し、学校の実情に応じた対策を継続することとし、必要な予算について、令和４年度への繰越しを念頭に、国の内示に基づき、今定例会の補正予算に計上しました。引き続き学校内の消毒作業を行う人員を確保する、教職員の負担軽減を図るとともに、安全安心な教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食につきまして、大和及び六日町の学校給食センターの老朽化が進んでいるということから、今後の児童生徒数の減少も踏まえた上で、２つの学校給食センターを統合する方針とし、新年度は基本的な仕様を策定するための予算を計上いたしました。令和７年度以降、新たな学校給食センターが稼働することを目指し、今後、計画的に業務を進めてまいります。

文化振興について、トミオカホワイト美術館では、富岡惣一郎氏生誕 100 年を記念して、収蔵品の図録の作成、また企画展などの記念事業を予定しています。富岡先生のご遺族からは、最近、新たにリトグラフやデッサン画などの貴重な資料をご寄贈いただきました。これらを整理し、良好な保存状態で管理するとともに、美術館で有効に展示させていただき、改めて富岡惣一郎氏の作品とご功績を、市民の皆さんほか、多くの皆さんに広くご紹介していきたいと考えております。

生涯スポーツの推進については、市民の効果的な健康づくりを進めるため、自転車の利活用をはじめ、幅広い世代が多様なスポーツに親しめる機会の増進、環境整備に努めてまいります。その一つとして、令和４年度に旧第二上田小学校の体育館を屋内スポーツ施設に改修する工事を予定しております。雨天や冬期間であっても野球やサッカーといった——これは例ですが、そういう球技などの練習が可能な施設に改修するという事で、市民の利用促進を図るとともに、合宿誘致など広く活用できるものとして、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

３つ目に環境共生です。

可燃及び不燃ごみ処理施設の延命化対策については、施設整備計画を随時見直しながら着実に進め、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、安定した処理機能と公害防止機能の維持を重点とし、安全安心な運用に努めてまいります。

新ごみ処理施設整備計画の推進、現施設の延命化を図るとともに、ごみ減量化の取組として、今年度と同様にごみ排出実態の把握に努め、今後の計画や施策に反映をさせてまいります。

地盤沈下対策については、地下水利用の適正化を図るために、新年度から公共施設への間

欠運転機能付降雪検知器の設置を実施してまいります。今後も市全体で節水の取組を進めるとともに、地下水位のモニタリング状況、揚水機の稼働時間、地下水揚水量、水準測量及び地盤沈下影響調査などの結果を市民の皆さんに公表し、地下水の適切な利用と節水意識の浸透を図ってまいります。

4つ目に、都市基盤についてであります。

国土交通省の令和4年度予算概要における公共事業関係費については、対前年度比1.00倍の5兆2,480億円でありまして、このほか令和3年度補正予算において、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保のために、1兆4,236億円が確保されています。5か年加速化対策として、重点的かつ集中的に対策を講じることとなっております。

南魚沼市の令和4年度事業につきましては、国の施策を踏まえて「ひとにやさしいまちづくり」を進めるため、社会資本整備総合交付金事業として、道路改築、消融雪施設整備、除雪費などに9億571万円、そのほかの国庫補助事業として、道路メンテナンス事業補助、地方創生道整備推進交付金事業などに2億4,670万円を要望したところであります。公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、地域企業の活用に配慮して、適切な規模での発注に取り組み、施工時期の平準化や早期の工事発注に努めてまいりたいと思います。

令和4年度からは、測量設計業及び建設業の事業者の皆さんを対象として、技術者の資格取得に対して補助を行う建設業人材確保支援事業を実施し、担い手人材の確保に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。新規事業になります。

国土交通省直轄事業のそれぞれ2つのバイパス、八箇峠道路につきましては、早期の全線開通に向け、さらに進捗に協力してまいります。

公営住宅関係については、現在増加しております単身の入居希望者の皆さんへの対応のために、市が管理しています県営住宅の低層階への高齢者などの単身入居が可能となるように、県との手続を進めてまいりたいと思います。

交通安全対策については、年7回実施されます季節ごとの全国運動、また新潟県の運動に重点的に取り組み、死亡交通事故ゼロ——今年度は今のところまだゼロであります。大変うれしく思います。交通安全意識の高揚と、高齢者や歩行者の交通事故防止の徹底を図り、関係機関と連携した取組を進めてまいります。高齢者が加害者となる事故を少しでも減らすため、自主的な運転免許証返納事業も継続いたします。

水道事業についてであります。塩沢地域の地域別水源整備を加速して、舞子非常用水源の機械電気設備や送水管の整備を順次進めてまいります。また、清水配水池などの施設改修や、重要給水施設配水管の耐震化に引き続き取り組んでまいります。事業経営につきましては、水道料金の改定に向けた審議や議論を重ねてまいります。併せて、大口の水道使用者に対して料金改定の必要性について丁寧に説明していきたいと考えております。

下水道事業につきましては、運営の新たな柱となります改定経営戦略に基づき、老朽化施設の更新、投資の合理化に向けた広域化を進めています。平成27年度から着手しました農業集落排水の県流域下水道への統合事業は、令和4年度で完了となります。次の広域化の課題

として、大和クリーンセンターの県流域下水道への統合事業につきましては、事業着手に向けて新潟県との協議を進めてまいります。

市街地の浸水対策事業については、寺裏雨水幹線工事の早期完了、この事業の効果検証を進めてまいります。

第5の産業振興についてであります。

農業関係につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているということから、全国的に主食用米の需給バランスがなかなか安定しない。また、民間在庫が積み上がっているなど、家庭用米の需要や価格にも大きな影響が出てきています。令和4年産米についても、関係機関・団体と連携の上で、国・県の支援策を最大限に活用し、需要に応じた米生産を推進するとともに、高品質・良食味な南魚沼産コシヒカリの生産支援、販売促進に努めてまいります。担い手への農地集積・集約化や法人化などへの支援、園芸作物転換への推進など農業経営に係る課題についても、関係機関と一丸となって取り組んでまいります。

法制化により、既に定着している多面的機能支払、中山間地域等直接支払の各事業についても制度を十分に活用し、多面的機能がより一層発揮されるよう引き続き支援を行います。

林業の振興について、森林環境譲与税の活用により、引き続き航空レーザー測量の実施と森林長期計画の策定を行い、森林整備の加速化や森林資源の利用促進に向け、持続可能な林業の支援を実施してまいります。

また、新規事業として荒廃した里山の整備と併せて、喫緊に鳥獣被害の防止、また集落環境の整備を進めていく必要があると判断しまして、緊急5か年事業として、新たに市単独費で補助率90%のふるさと里山再生整備事業を実施し、次世代林業の再生基盤づくり、人材育成、何よりも里山の再興を促してまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延からインバウンド誘客ができないという状況が続いています。引き続き新しい生活様式に合わせた観光施策に取り組むとともに、市内観光産業への支援、国内観光客の回復に努めてまいります。併せまして、友好都市や雪国観光圏の構成市町村で開催される誘客イベントなどとも連携することにより、情報発信や受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

商工振興については、昨年に引き続き雇用促進事業補助金により新卒者雇用を支援するとともに、人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金により完成する事業創発拠点を活用し、地域産業の競争力強化、また稼ぐ力を高める人材の育成、チャレンジ支援事業補助金などの活用も含めて新たなビジネス創出支援を進めてまいります。

第6に行財政改革、市民参画についてです。

機構改革については、ふるさと納税関連業務に関し、現在、財政課財政係でワンストップ特例申請などの関連業務を行っていますが、これをU&Iときめき課に移管して集約することで、問合せ窓口の明確化を図るとともに、班体制を3主幹制にし、班の名称をふるさと創り班に変更いたします。また、持続可能な医療体制を構築するため、市民病院、ゆきぐに大和病院の2つの病院の経営分析や人事管理を含めた経営管理を一体的に担う部署を新設する

形で、市民病院庶務課に経営管理本部設立準備班を置き、医療対策室は廃止をいたしたいと思います。

行政改革については、行政改革大綱の体系に合わせてアクションプランとして具体的に取り組み、外部評価をいただきながら、改革の推進と進行管理を行ってまいりたいと思います。

地域コミュニティ活動の推進については、浦佐地域づくり協議会を中心に、大和エリアの地域づくり支援員として地域おこし協力隊員を募集し、応募者がいらっしゃった場合には審査を経て、協議会に配置して事業を進めてまいりたいと思います。また、医療のまちづくりプロジェクトチームで提案された買物弱者支援について、地域づくり協議会と連携し、移動販売車による実証実験に取り組みたいと考えております。

広域連携の推進については、第2期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づく具体的な取組を2市1町で推進し、中心市としての役割を果たしながら、圏域内の定住人口の確保、住民福祉の向上を目指してまいります。

男女共同のまちづくりの推進については、第4次男女共同参画基本計画を早期に策定し、引き続き意識改革に取り組んでいくとともに、新規事業となりますが、企業の働きやすい職場環境づくりを支援する施策を実施してまいりたいと考えております。

生涯活躍のまち推進事業については、引き続き人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金及び地方創生推進交付金を活用して、雪や食をはじめとする地域資源の魅力発信、またウインタースポーツや豊かな自然を活用したリモートワークの推進、交流人口の増加と南魚沼のブランド化に取り組んでまいりたいと考えております。

雪資源利活用については、引き続き、さいたま市などの友好都市を中心に連携を図り、雪冷熱による暑さ対策や、雪に関連した伝統文化、特産品などをPRする企画を進めてまいります。併せまして、脱炭素社会の実現を目指した自然エネルギーとしての活用に向け、民間と協働しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、令和3年度も大変多くのご寄附を頂いております。昨日現在になりますが、ここに書いておりませんので口頭で申し上げます。昨日現在、12万9,464件のご寄附件数でありまして、金額としまして42億6,820万1,064円。42億6,820万円強のご寄附を頂きました。本当にありがたく思っているところでございます。令和4年度も多くの事業者からご登録をいただき、返礼品のバリエーションを広げまして、ご寄附者の満足度を高めながら、関係人口の増加につなげられるよう事業に取り組んでまいりたいと思います。事業者からも一部寄附をしてもらう形で、返礼品付のふるさと納税クラウドファンディングを新たに実施いたします。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要をかいつまんで述べたところでございます。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の収束はなかなか見通すことが難しいという状況ではありますが、ワクチン接種や治療薬の新開発によりまして、厚い雲の隙間から日が差し込む、そういう状況も出てきたと考えております。

ポストコロナを見据えまして、事業創発拠点などを最大限活用しまして、次の時代を担う人材や企業を育てることで、将来を支える大きな柱になっていただけるように取り組んでまいりたいと思います。繰り返しになりますが、「若者が帰ってこれる 住み続けられる ふるさと南魚沼」を実現するため、着実に歩みを進めてまいり令和4年度としたいと思います。

当市が抱える課題は山積していますが、今後も自らが先頭に立ちまして取り組んでいく所存でございます。市民の皆さんからより一層のご理解をいただき、議員各位からも引き続き特段のご支援をいただきますように、心より切にお願い申し上げまして所信の表明とさせていただきます。長時間、ご清聴いただきまして大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議 長 以上で、市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 本定例会におきましては、これ以降、審議に直接関係しない部長等は、本会議に出席しないで平常業務についていただいで結構です。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 57 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 5、報告第 1 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。

委員会報告は事前に資料配付がされています。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いします。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

まず、その 1 です。期日は令和 4 年 2 月 18 日、委員の出席状況は 7 名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、3 月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります、1 点目、令和 4 年 3 月南魚沼市議会定例会の運営について。2 点目、閉会中の議会運営委員会の開催について従来どおり申し出ることといたしました。3 点目、その他では、委員会への付託等から除外する陳情の取扱い基準について、令和 4 年 2 月 18 日付で内規として定める旨、決定いたしました。

続きまして、幹部職員退職者の挨拶について事務局説明がありました。最終日 18 日の閉会后、議場に指定席のある管理職退職者からご挨拶をいただくことと決定いたしました。現時点で 2 名を予定しているということです。

最後に、議会中の駐車場ではありますが、雪のため本庁舎の駐車場が大変手狭になっており、乗り合わせや公共交通利用等の協力要請がありました。

以上で、議会運営委員会報告その 1 を終わります。

続きまして、その2であります。令和4年3月南魚沼市議会定例会の運営について、調査検討を行いました。期日は令和4年2月28日、本日午前9時より、委員は7名全員出席であります。正副議長からも出席をいただきました。執行部より総務部長、総務課長から出席をいただきました。

調査の内容は、令和4年3月定例会の付議事件についてであります。質疑はありませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君

○議長 長

○中沢一博君

○議長 長 ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 続いて、総務文教委員長・寺口友彦君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 総務文教委員会の調査報告を行います。既にお手元に配付済みの報告書に沿って報告をいたします。

調査事項、4件でございます。1つ目が学区再編の今後について。2つ目、学力の現状と課題について。3つ目、タブレット端末の使用状況と今後について。4番目、体育施設、文化施設の利用料金についてであります。

調査の状況であります。期日、令和4年1月27日木曜日、委員の出席は6名でありました。議長からも出席をいただきました。調査の内容であります。執行部より教育長、教育部長、

学校教育課長、生涯スポーツ課長の出席を求め事務調査を行いました。

1つ目の学区再編の今後についてであります。既にお読みいただいていると思いますので、3ページの上のところでありますけれども、学区再編等検討委員会から出された最終答申に基づいた統合を今まで進めてきたが、これを進めたとしても最終答申で得られた適正規模を満たさなくなる状況があることが分かってきた。最終答申においても、定期的な検討、見直しを行うべきであるとしており、今後もさらなる検討が必要であると認識している、と重要な部分がありました。主な質疑、答弁については記載のとおりであります。

続いて、めくっていただきまして4ページ。2、学力の現状と課題についてであります。下の段のところになりますけれども、今回の全国学力テストの結果を見ると、小学校のときに結果が低い状況であったが、それを引きずるような状況が若干あるところが見て取れる。小学校の段階から継続して学習等に取り組むことが、やはりその先の学力の向上にもつながるということが把握されているので、今後もそういった対応をしていきたいということでありました。

そして、現状から見える課題について、1つ目としましては、子供たちの学びに対する意欲を向上させる努力が引き続き必要ということだと。そして2つ目として、南魚沼市は非常に若い先生が多い。新採用の先生、また2校目の先生の割合が非常に多い状況であると。こういう状況を鑑みて、先生方がより教育活動、指導に注力していただくために、学習指導センター等を活用しながら、様々な負担軽減も含めて先生方のサポートを行い、指導力向上に努めるよう現在も努力しているということでもあります。

そして7ページ。3番目、タブレット端末の使用状況と今後についてであります。現在のタブレット端末の使用状況について説明がありました。上の段でありますけれども、タブレット端末を利用するに当たって、無償アプリを教員の皆さんの要望に応じて選定し、ミライシードという学習ソフトとスクールライフノートという児童生徒の心の状態を把握するのに役立つアプリを導入しているということでもあります。

めくっていただきまして、家庭でのWi-Fi等の状況調査も2学期に行ったそうであります。93%の家庭でインターネットの環境があると。残りの7%、204世帯についても、204世帯のうち153世帯に対しては、市のほうが無料で使えるルーター等を貸し出しするということについて了解を得ていただいているそうであります。しかしながら、51世帯の方についてはいろいろな事情がございまして、無料貸与等についても了解を得ていないということでもあります。したがって、各家庭の事情に応じて説明、支援ができるような体制を整えられるように、現在準備を進めているということでもあります。

そして9ページのほうでありますけれども、先生方からはいろいろな研修要望が多く寄せられているということでもあります。学習指導センターでの研修メニューを設けるとか、あるいはそういったことを含めて、先生方への支援体制を強化できるように現在準備を進めているということでもあります。

中学校において、英語のデジタル教科書が全ての学校に無償配布されるというような状況

も出てきたと。そして電子黒板でありますけれども、今現在、モデル校として塩沢中学校と六日町小学校に3台ずつの配備を行っている。その教育効果を検証しながら、全学級、全学校への配置に向けて取り組んでいきたいということであります。主な質疑、応答については記載のとおりであります。

10 ページ、4 番目です。体育施設、文化施設の利用料金についてであります。るる説明がございましたけれども、特に心配しているのは、11 ページの上段にございますが、部活動の地域移行による利用料の考え方についてだと。令和5年度から国のほうは休日の部活動の地域への段階的移行を進めるということになっております。休日の部活動は学校が主催する活動として扱わないということになりますので、それに併せて利用料金であったりするところは、これから検討を進めていきたいということであります。

以上、調査を終わりました、その他として企画政策課長から、北里大学保健衛生専門学院の現状についての報告がありました。

以上で終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 先ほどは大変失礼いたしました。大変な勘違いで失礼いたしました。先ほど事前通告みたいな形になりましたけれども、管轄である教育委員会の部分と、やはり今後、我々基幹産業である観光——ポストコロナに向けた今後の大事な合宿等も兼ね合いをする中で、産業振興部との連携はというようなことの質疑等はあったのかという点と。それと、使用料に関しまして各自治体との差だとか、そういう状況を見た中での今現在の状況なのか。また、システムを前は新しく、今は旧3町で申込み体制が違っているわけでありましてけれども、それをどのようにするのかとか、そういう一歩踏み込んだような質疑はあったのか、お伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 1つ目の教育委員会と産業振興部との連携についてということは、説明もそれから質疑もございませんでした。

それから2市1町ですかね、申込みということについてどうなるかということについても、説明あるいは質疑もございませんでした。

近隣の自治体との比較云々についてでありますけれども、資料として提示された中でもございませんでしたし、それについての質疑もございませんでした。

以上です。

○議 長 旧3町の……。

○寺口総務文教委員長 それは先ほど申しましたけれども、それについての説明も質疑もございませんでした。

○議 長 ほかに。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 16 ページの現状から見える課題についてのアンケート調査ですけれども、ちょっと気になる点が1つありまして、「英語の勉強は好きですか」、「学校の授業以外で、英語を使う機会がありましたか」が、小学校、中学校ともに平均を結構下回っておりました。南魚沼市は昔、国際学園都市という構想を立てて、国際大学があって外国人比率も高い自治体でありまして、ここの部分と学力全体が低いという部分に関して何か議論などはあったのか。それとも今後、委員会として何かやっていく方針やあるのかどうかだけ、聞かせてください。

○議長 総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 お尋ねの件であります。16 ページの資料に基づいて説明はございましたけれども、それ以上に突っ込んでの説明、質疑はございませんでした。黒岩議員からも傍聴していただきましたので、どういう話が行われたか全部聞いていただいたと思っておりますけれども。それから、今後についてでありますけれども、ご意見は何이었습니다。

以上です。

○議長 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 次に、産業建設委員長・吉田光利君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。委員長報告の資料に記載の日付が1月25日になっています。都合により、委員会日を変更したためでございますのでご了承ください。

それでは、産業建設委員会の報告をさせていただきます。期日は令和4年2月8日、委員は7名全員出席であります。議長からも出席いただきました。調査は2項目でございました。要点のみ報告させていただきます。

1 項目めの八海山麓観光施設の状況については現地調査を行い、指定管理者の株式会社アクティ及び執行部より説明を受けました。八海山麓観光施設は新型コロナウイルスの影響を受けており、宿泊施設であるサイクリングターミナルは、利用者、売上げともに平成30年度以前の通常年度の約30%程度で推移している。一般のスキー場利用者については、市の旅行券や県のONI割などのチケット販売で、土日にはある程度入場者数を見込んでいるが、観光施設全体としては非常に苦しい状態であるとのこと。

また、令和元年12月、労働基準監督署よりリフトの安全対策については、第1リフトの建設当初は点検台がなくてもよいということで許可が出ていたが、点検台と手すりを設けるように指導がありました。これに対応するためには高額な費用がかかるということでしたが、協議した結果、比較的安価なもので対応することになったとのこと。

産業振興部から指定管理者に期待していることについて、今後、施設の維持管理等、指定

管理者としての運営、経営能力がますます試される状況になると思う。課題となっている財務強化を含めて体制の刷新に努め、必要に応じて外部からコンサルタントや企業の支援を受けることを検討した中で、持続できる体制づくりに取り組んでいただきたいと考えていると説明がありました。

2項目めです。新型コロナウイルスによる観光産業の影響と経済支援策の執行状況について、執行部より説明を受けました。市内のスキー場は、年末年始は雪に恵まれ好調だったとのことです。しかし、正月明けのオミクロン株の流行から全国的に経済活動の制限や影響があり、雪恋旅行券、温泉利用券の使用状況を含めて、今後の状況が危惧されるとのことです。

各事業の執行率とその関係についてですが、南魚沼市新しい生活様式店舗等環境整備事業補助金の執行率が低いのは、県が同様の補助制度を同時期に開始したため、補助金額や補助率が有利な県の制度のほうに申請したのではないかと。また、南魚沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、いわゆる時短協力金の予定件数と予算額に対して低い執行率であるのは、県が市に配分した件数と予算が実態と乖離したためと考えているとの説明がありました。

質疑の答弁にもありますとおり、国、県の支援制度のほうが支給額も高く、利用者も多いことから、今後はこれらを見ながら有効な支援策を検討していきたいとのこととあります。質疑応答、その他詳細につきましてはお手元の報告書のとおりです。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 次に、社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は令和4年1月31日、委員の出席は7名全員でございました。議長からもご出席をいただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め3項目の調査を行いました。配付資料に基づき要点のみをご報告いたします。

まず、調査事項1、新ごみ処理施設建設の進捗状況についてご報告いたします。現在、建設予定地の決定に向けて市内において建設候補地を定め、集落への説明会を開催し、十分な議論や意見交換をするなど、慎重かつ丁寧に進めているところでございます。そのため、建設予定地選定に関連する情報は非公開とさせていただいております。

今後のスケジュールですが、循環型社会形成推進地域計画の提出が令和3年度から令和4年度に目標を修正することにより、昨年お示ししました工程案からは1年遅れとなる見通しでございます。しかし、循環型社会形成推進地域計画策定と本体施設整備である共同処理の基本計画策定の2つの計画を同時に進めるなど様々検討し、進められるところは前に進め、

可能な限り遅れが生じないよう臨み、試運転から供用開始を令和 12 年に間に合わせるように検討しているところでございます。その他、質疑等に関しましては資料をご覧ください。

次に、調査事項 2、南魚沼警察署新庁舎建設地を含む重点区域の井戸規制の方向性についてご報告をいたします。まず、南魚沼警察署新庁舎の消雪用井戸に係る対応についてですが、新潟県警察本部より 1 月 7 日に具体的な消雪計画が提出され、おおむね協議が整ったということから、緊急出動時等に支障を来さない必要最小限の地下水量を確保できるよう、今議会で条例改正を提案する予定でございます。具体的な消雪計画については、資料に掲載されておりますのでご参照ください。

続いて、重点区域の井戸規制の方向性についてご報告をいたします。平成 29 年の条例改正した現条例では、井戸の掘り替えとポンプ交換をする場合、同規格での更新を一律に認めていないため、従前の揚水量が確保できず、事業継続や生活に支障が生じることなどがあるため対策を講じる必要があると考え、検討案は以下のとおりといたします。

地盤沈下の状況も、ここ 5 年間抑制方向にあり、現条例の理念である生活環境の保全に資するため、当分の間、井戸の更新等における口径等の継続確保を図り、市内全域の住宅については、既設井戸で基準を超えるポンプ交換を容認いたします。また、事業所については、市内全域において基準を超える掘り替えとポンプ交換を容認いたします。重点区域内の複数本所有している事業者においては、複数本の一部の掘り替えやポンプ交換も従前と同規格で対応いたします。

これにより、従前と同規格がおおむね確保され、事業や生活への支障が軽減され则认为しております。この検討案は地下水対策委員会にもお諮りし、大筋了承をいただいているところでございます。今後、この検討案は 4 月以降にパブリックコメントを実施する予定でございます。質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

最後に、調査項目 3、こども家庭サポートセンターの運営状況についてご報告をいたします。今年度設置されたこども家庭サポートセンターの職員は、保健師、保育士、社会福祉士等、5 名の正職員に教員免許を持った会計年度任用職員 2 名の計 7 名で職務に当たっております。主な業務は大きく分けて 3 つになります。

1 つ目は、子ども家庭総合支援拠点、2 つ目は子育て世代包括支援センター、3 つ目は女性相談で、配偶者からの暴力等の相談に対応しているところでございます。このように、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2 つの機能が 1 つになり、加えて、福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察司法関係とのつながりがより強くなり連携もスムーズに行われる、地域に根差した子ども家庭相談支援の仕組みが出来上がってきつつあるというところでございます。

次に、今年度 12 月までの子ども家庭相談の状況については、まずは家庭相談の全体の 6 割が虐待相談でございました。次に児童虐待は相談の半数が心理的虐待、その他は身体的虐待とネグレクトでございました。

母子手帳発行件数は発行 207 件、転入 9 件と、ここ数年減少傾向にあるようでございます。

女性相談に関しましては、最も多い相談はDVであり、年々少しずつ増加傾向にあり、ここ4年間で大きく増加し、重篤なケースが増えているという状況でございます。質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、社会厚生委員会の報告を終わらせていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません。これも傍聴させてもらっているのですけれども、その後の経過に関してですが、警察の井戸に関してです。質疑ではたくさん、周辺住民への説明はするのかどうかという質疑が幾つかあったと思うのですが、その後の委員会後、特に委員会と執行部との間で、説明会を何かやるかとかいう協議は特になく、もうそのまま説明会なしで進めるということになったのでしょうか。その1点だけ、すみません……

○議 長 黒岩議員、委員会報告に対する質疑なので、その後に対するとか、そういう質疑はこの場では行いませんので、気をつけてください。委員会の内容についてなので、傍聴していたと思いますので、その中身でしか質問ができませんので、よろしくお願いいたします。

〔「はい、分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び事業会計の当初予算議案を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び事業会計の当初予算議案を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第13号））、及び日程第7、第2号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第14号））、及び日程第8、第3号報告 専

決処分した事件の承認について（令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第１５号））、及び日程第９、第４号報告 専決処分した事件の承認について（令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第１６号））、及び日程第１０、第５号報告 専決処分した事件の承認について（令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第１７号））を一括議題といたします。第１号報告から第５号報告の５件について、一括で提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第１号報告から第５号報告、令和３年度南魚沼市一般会計補正予算、第１３号から第１７号につきまして、専決処分といたしましたので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、第１号報告 令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第１３号）につきましては、１２月２０日付で専決処分といたしました。本補正予算は、高校３年生まで（満１８歳以下）の子供１人当たり１０万円相当を支給する、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る所要経費を計上するものであります。支給方法について国は当初、５万円分は現金、５万円分はクーポン券で支給するべきという見解を示しておりましたが、１２月１５日付で通知がまいりまして、１０万円を一括現金で支給することも可能となったことから、南魚沼市においては一括現金給付すること、及び中学生以下については年内支給とすることを決定しました。

しかし、１２月定例会の会期中に、これに係る補正予算の提案が間に合わなかったことから、所要経費を、定例会終了後、速やかに専決処分によって予算計上し、迅速に執行させていただきたい旨、一般会計補正予算（第１２号）の提案理由の際に、今後の方針を申し上げたところでございます。中学生以下については、１２月２３日が振込予定日でありましたので、これに間に合わせるため１２月２０日付で専決処分としたものであります。

中学生以下 ６,３５６人及び高校生 １,３９５人に係る１人当たり５万円の現金支給経費、３億８,８０５万円を、歳出３款民生費、児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業費に計上し、歳入では、同額を児童福祉費国庫補助金に計上したところでございます。

以上により、歳入歳出予算の総額を３５５億４,２０５万３,０００円としたものであります。

続きまして、第２号報告 令和３年度南魚沼市一般会計補正予算（第１４号）であります。次の２点について緊急に財政措置を行う必要があると判断し、１月１７日付で専決処分といたしました。

１点目は、国が実施する住民税非課税世帯や家計が急変した世帯に対する、１世帯当たり１０万円を支給する臨時特別給付金事業に係る経費の計上です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、臨時的な措置として実施される事業です。１２月２１日付で国から事業内容の通知があり、これに基づき対象者に迅速に支給するため、システム改修や案内通知の発送など早急に準備に取り組む必要があったということから、専決処分をさせていただいたものであります。

対象となる世帯数は、非課税世帯を４,５００世帯、家計が急変した世帯を３００世帯、合計４,８００世帯と見込みまして、歳出３款民生費、社会福祉費に必要経費４億９,５００万円を計上し、歳

入では、同じ額を社会福祉費国庫補助金に計上したものであります。なお、非課税世帯に関しては2月15日から受付を開始し、3月15日からは家計急変世帯を開始する予定でございます。

2点目は、歳出8款土木費の道路橋りょう除雪事業費の増額であります。12月以降の断続的な降雪により出動回数も大変多く、また、令和2年度の豪雪による春先除雪で既に1億5,000万円ほどを支出しているということから、1月16日時点で会計に500万円を残すのみとなりました。降雪予想がその後も継続しているということから、機械除雪費に3億円を追加したものであります。財源は、財政調整基金から同じ額の繰入れを行い調整したところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ7億9,500万円を追加し、総額を363億3,705万3,000円としたものであります。

続きまして、第3号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第15号）についてであります。1月19日付で専決処分しました。新型コロナウイルス感染症は、正月明けから強い感染力を持つオミクロン株の蔓延で、爆発的とも言える感染拡大が続きました。政府は、1月21日から新潟県を含む13都県にまん延防止等重点措置を適用する事態となりました。いわゆる第6波の発生。新潟県においては、県下全域の飲食店等に対し、営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請が発出されるとともに、この要請にご協力をいただいた飲食店などに対しては、協力金を支給することとされました。

要請期間は、1月21日金曜日午前0時から2月13日日曜日24時までの24日間であり、この協力金の申請受付、支払い業務などの実務は市町村が行うこととされ、県が示した配分金額を、各市町村の内部予算に計上して執行するようという指示があったところであります。協力金の支給申請は、時間短縮の要請期間の最終日である2月13日の翌日、2月14日月曜日から開始されるということになっておりますが、協力状況の調査等の実施も求められるということから、要請期間の開始日の前に予算化しておくことが必要であったということでございます。

歳出7款商工費、商工業振興費、商工業振興補助事業費に、県から示された協力金事業に係る経費9億9,754万円、約10億円ですが、これを計上。歳入では、同額を商工費県補助金に計上したところであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を373億3,460万1,000円としたものであります。

続きまして、第4号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第16号）であります。これにつきましては、2月7日付で専決処分としました。

本補正予算については、8款土木費の道路橋りょう除雪事業費につきまして、機械除雪費に2億円を追加するものであります。機械除雪費については、1月17日に3億円を専決処分を追加したところでありますが、その後も断続的な降雪があり、予想を上回る除雪の出動回数となり、わずか3週間後の2月7日時点で予算残額が1,000万円を下回るという状況になった次第であります。その後の予報でも平年並みの降雪が予想されているということから、

市民生活の安寧確保のため、急遽 2 億円を追加したものであります。歳入は、財政調整基金から同額を繰り入れて調整しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億円を追加し、総額を 375 億 3,460 万 1,000 円としたものであります。

続きまして、第 5 号報告 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 17 号）についてであります。2 月 10 日付で専決処分をいたしました。

1 点目は、1 月 21 日から適用された、まん延防止等重点措置の適用期間を 3 週間延長する旨、政府決定が 2 月 10 日に行われたことであります。これに伴いまして、新たに県から示された協力金の支給に係る所要経費 6 億 7,575 万円を、7 款商工費、商工業振興費、商工業振興補助事業費に追加計上し、歳入においても、同じ額を商工費県補助金に追加計上したものであります。

2 点目であります。不幸にしてこの冬、降雪によってお亡くなりになられた方が 2 名いらっしゃいました。誠に残念ではありますが、県条例及び南魚沼市条例の規定に基づきまして、早急に弔慰金を支給しようということで、支援を行う必要があるということから、3 款民生費、災害救助費、災害弔慰・援護費に 1,000 万円を計上したものであります。これは、県と市がそれぞれ負担して支給するものでありまして、主として生計を維持している人に 1 人当たり 500 万円を支給するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を 382 億 1,535 万 9,000 円としたものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 第 1 号報告から第 5 号報告の 5 件について、一括で質疑を行います。質問者は最初に質問数を挙げ、次に報告の番号とページを言ってから質疑を行ってください。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、1 点だけお願いします。第 2 号報告の専決処分の件です。ページ数は 13 ページ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の件ですけれども、説明がありました。説明をちょっと聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、2 つのところに支援するということの 1 点目は、住民税均等割非課税の世帯ということであります。これは事務的にそれを抽出して支援するのかというところを――それはそれでいいのですけれども。

2 番目に、この新型コロナによって、感染症の影響で家計が急変した家庭、そこを 3 月 15 日からですか、申請を受けるということですが、その把握というのが非常に難しいのではないかとこのところがあります。これは自己申告によるのか、そこら辺の市民の皆さんへの周知とか、自分は非課税ではないのだけれどもというところで、大変困るところがあると思うので、そこら辺のやり方といいますか、を教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 家計が急変された方、こういったような把握をされるかというご質問で

あります。国のほうからいろいろな所得要件——パターンといいますか、具体的な事例も出ているところですよ。例えば今3月15日からとなりますと、確定申告に出された、そういった申告書、あるいは住民税の申告書とか、あるいは源泉徴収票など、それらを証明するといえますか、それらの書類を持って申請していただくということになります。それを非課税に該当する内容と比較しまして、該当になります、あるいはそうではないですよという判定。ざっくりですが、そういったような手持ちの資料をお持ちいただいた中で判定をさせていただくということになります。

以上です。

○議 長 ほかに。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点お伺いいたします。補正第16号の除雪費2億円追加であります。除雪の出動基準がありますけれども、夜9時以降、やはり今回夜に降るというのが多かったわけでありまして。それに対して出動要請がちょっと遅いという感じがすごくしていたのです。これについては、できるだけ出動しないようにということはしていないはずだけれども、そこら辺の状況がどうだったのかというところを1点お伺いします。

もう一点は、補正第17号、災害弔慰金。亡くなられた2名でありますけれども、屋根除雪については安全をとということで、市のほうも金具をつけるとかについては補助も出しているという中で亡くなられて非常に残念で、知り合いの方が1人いらっしゃいました。ですけれども、この状況の中で、こういうような事故が発生するということについて、市としてこれを受けて、こういう状況ではやらないでいただきたいということをさらに強化した安全対策ということで、あまり回ってきたような感じはしないでもなかったかと思っています。そんなところで、亡くなられた方の名誉にも関わりますけれども、どういう状況でこういう事故が発生したのかということがあったら、簡単に説明していただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 個人の方のデリケートな部分なので、どこまでお伝えできるかはあれですけれども、新聞などで報道もされている部分であればお伝えできるかと思います。お一人は転落によるものという、80代の方です。もう一件は屋根雪が落下して、それによって亡くなられたというような、そういったお二人。悲しい事案であります。

以上です。

○議 長 もう一点、2点と言いましたけれども、その部分で喚起を何か……。

総務課長。

○総務課長 まず、今まで冬が来るまでに、市報や当然ウェブサイト等で、またラジオ等も使いまして、安全の呼びかけをしております。市のほうのウェブサイトでも、実はこういった被害があるたびにどんどんページを更新しまして、こういったことが起きたということで、注意喚起しているところですよ。各世帯全部にまたお知らせするというのはなかなか難しいところですが、行政区長さんともご相談しながら、そういった方法で何かより強固な

ものができればと考えてはおりますが、現在のところは今まで申し上げたとおりの周知をしているところでございます。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の質問の夜9時以降の除雪状況でございますけれども、基本的に市の除雪は深夜は行いません。ただし、早朝除雪、午前、午後とフル稼働、3回出るということになろうかと思っておりますけれども、基本的に早朝がもう2時、3時に出勤ということになりますので、それが深夜ということになろうかと思っております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 除雪に関してですけれども、その話はずっと聞いているのです。働き方改革等々で早朝出る、あるいは夜遅く帰ってくるという方が非常に多くなってきていて、実はうちの前も県道と市道両方の除雪がないと帰ってこれないという状況でありました。そこら辺は臨機応変に出動要請を出されているのかと思ったのですけれども、それが今までと変わらないということであるとすると、もうそういうことは起きないと思うのですが、これはぜひともやっていただきたいのです。家へ帰ってこれないのですから、大変なことなのです。ですので、これはいろいろな相談を受けていると思いますよ、建設部は。ですので、やはり臨機応変にやっていただきたいのですけれども、そこら辺は今後どうするかということを含めてちょっとお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 やはり除雪する側も大変大雪ですと、なかなか状況が厳しくなります。なので、検討したいとは思いますが、今後については、なかなか難しい状況ではあるという考えです。

以上です。

○議 長 ほかに。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2点伺います。第1号報告のほうの13ページ。子育て世帯等臨時特別支援事業費の中に、12節、システム改修業務委託料ということで16万5,000円あるのですが、これについては今回、急遽こういった給付をしなければならないので、それに特化したシステム改修が必要だったのか。その後もここで改修しておくとか何か役に立つシステム改修であったのか、システム改修の内容についてもう少し伺います。

2点目は、第5号報告の13ページ中ほどに、商工業振興補助事業費の中に常勤職員手当等100万円が入っています。これについては第3号報告のほうにも同じように100万円があるわけですが、まん延防止等重点措置が延長されて期間が長くなると、その都度業務が増えて、こういった手当が増えていくということで上がっているのかどうか。

以上、2点です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今ほどのシステム改修についてお答えします。このシステム改修はクーポン券の5万円分も現金10万円で払うことに対応するためのシステム改修であります。今回の10万円給付に関してだけ使用することになりますので、今後これについては、他のことでシステムが改良されたということはありません。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 常勤の職員手当、おっしゃるとおり超勤代が増えるものです。今回、2月以降の時短につきましては、確定申告等がある関係から商工会さん等、外部の協力をちょっと得られないので全て職員のほうで賄わざるを得ないので、その分が増えると。あとは夜間にやはり職員も見回りに出ていますので、その分が増えるという形で計上させていただきました。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点目は分かりました。

2点目の職員手当のほうですけれども、その下のほうに新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業事務委託料というのも多額に出ています。見回りについては、民間のほうに委託してあるのではないかと思いますのですけれども、それとはまた別に、職員も独自で夜見回っているということなのか、再度確認いたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 委託料につきましては、こちらについては主にタクシー会社になりますけれども、毎週3回から4回回っていただいています。外視になります——外から見て回ると。そのほかに職員のほうは必要によって——例えばそういう情報があつた場合に立入りですとか、そういう形も取っていますので、重複してやっているものになるという形で考えていただいても……。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1点お願いいたします。補正予算第15号と補正予算第17号の感染症拡大防止協力金でございしますが、こちらの1回目の協力金、第15号のほうが大体9億7,700万円、これは24日間。第17号のほうで21日間で6億6,200万円ということで、3億円ぐらい差があるのですが、これは2回目のほうが協力金の額が減るということで、そういう金額になったかどうか。どの点でそのくらい差が出るか、3日間でこのくらい差が出るということに何かしらのことがあつたかと思うのですが、それをお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1回目については24日間、2回目については21日間ということで、期間としてはほとんど変わらないのですけれども、県の考え方として多分9月に時短の実施を

やった段階のものを延長した中で、例えば最初の9億7,000万円でしょうか、こちらで賄えるだろうということで県が判断した中でその額を提示されたというふうに考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることに……。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点ございます。先ほどの質問にちょっとかぶるのですが、3つあります、住民非課税世帯の給付金と、商工業の協力金と、子育ての給付金、3つともちょっと似ているようなあれですけれども、委託料が……

○議 長 第何号報告の何ページということを言ってください。

○黒岩揺光君 まず、第5号報告の13ページは、先ほど田中議員がおっしゃったように事務委託料が1,100万円からですね。これはタクシーということを聞きましたけれども。非課税世帯のほうの専決第16号で第2号報告の13ページだと、作業としては似ていると思うのですが、こちらは委託料が350万円と170万円と500万円ぐらい。子育てに関しては、委託料がほとんどない状況ですけれども、これはどういったふうに委託料の差が出ているのかということが、1点目です。

2つ目、第2号報告の非課税住民世帯の給付金についてです。非課税世帯対象4,500世帯とおっしゃいましたけれども、2月15日に実際郵送された世帯の数、郵送の数を教えてください。

3つ目、同じく第2号報告、住民税非課税世帯の件ですけれども、消耗品費に90万円がついています。細かくて申し訳ないのですが、消耗品90万円というのは何か教えてください。

○議 長 委託料の内容は1つずつ、全部が比較なんてできませんので、1つずつお答えください。

産業振興部長。

○産業振興部長 時短要請に係る委託の部分だけ申し上げます。こちらにつきましては、旧大和、塩沢、六日町の3地区、そちらのほう基本的にはタクシー事業者のほうにお願いしております。その調査をしていただく間は、こちらについてはタクシー1台、そこに付随するドライバー、それからもう一人助手の方が乗られて、そのセットで動くという形——要はタクシーをチャーターしている状態になりますので、そこは非常に値段が上がるだろうと考えております。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 補正第14号の委託料であります。非課税世帯対象者を洗い出すためのシステム改修に350万円ほど。それからその下ですが、帳票ですとか、封筒を印刷するための委託が150万円、電話を設置する委託が24万円という内訳になっております。それから非課税世帯の実際の郵送数ですが、3,525件です。あと、消耗品の90万円でございますが、切手が

主な内容になっております。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 子育て世帯の給付金に係るシステム改修については、当初5万円を現金で支給するということでしたシステムを、10万円で支給するということに変更するための経費でございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 再質問します。まず、1点目ですけれども、タクシーの件です。ドライバーと助手2人で1台ということですから、やはり2人が必要なのですか、ということが1点目と。2点目、消耗品90万円ということですが、全く同じことをしているのではほかの自治体を僕は調べたのです。人口が3倍ぐらい多い、東京都多摩市は消耗品60万円、千葉県我孫子市、消耗品60万円、埼玉県久喜市は人口15万人で消耗品15万円なので、多分切手代を別の枠に置いているだけなのかもしれないですけれども、そうなのかと勝手に解釈しております。

3つ目、最後、実際に送った数が3,500世帯です。でも、今日、市長の説明だと4,500世帯を対象としたと。これは1,000世帯に差異があるのですが、1,000世帯の差異についてお尋ねします。何でそういうふうになったのかをお尋ねします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 一応、目視で回ることですけれども、1点目のタクシーに2人必要かという話ですが、一応目視では回りますが、1人の方が運転してもう一人の方が必ず店舗名を控えて、閉まっているか閉まっていないかの確認をチェックして記録するという形ですので、2人必要と考えます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 消耗品の関係、切手、ほかの市とは違うのだというお話です。私どもはここにありますように消耗品費に計上しているのですが、予想ですけれども、他市のほうはそれを一括でいわゆる郵送料等は総務費の中で計上しているので、そこに表れてこないのではないかと。当然、人口比の関係で私どもより大きな市であれば、その部分にかかるであろうと思うのですが、そういったような予想をしております。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 予算を見積もる際にはまだシステム改修が終わってなくて、実数を把握することができておりませんでした。それで、過去に似たような事業を行ったときの数値を参考に、足りなくなるとは大変ですのでちょっと多めに予算計上はしております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 非課税世帯に関して、では今現時点で把握しているものは南魚沼市内に非課税世帯は 3,500 世帯、それぐらいという把握でよろしいのでしょうかと、1 点目で。

2 点目は、これで多めにもらった予算は余ったら国に返すということではよろしいのでしょうか。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 3,500 世帯ということで、考えていただいて結構です。余った予算ですが、当然その分、国からもお金は来ませんので、返すというか、実績で請求するということです。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 30 分といたします。

〔午後 0 時 14 分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 28 分〕

○議 長 ここで報告いたします。牧野晶君から遅刻との報告でしたが、欠席の届出が来ました。桑原圭美君より中座の届出が出ていますので、ここに報告いたします。

○議 長 会議を再開いたします。

○議 長 第 1 号報告の討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 1 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 13 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 1 号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 続いて、第 2 号報告の討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第14号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 続いて、第3号報告の討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第15号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 続いて、第4号報告の討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第16号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 続いて、第5号報告の討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第17号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第11、第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ふるさと納税寄附金の収入見込額による調整、及び国の令和3年度補正予算に伴う関連事業費の調整、普通交付税の再算定による変更決定分の増額、これに伴う臨時財政対策債の減額などのほか、各事業の確定見込みや実績による過不足の調整を行うものであります。

ふるさと納税寄附金につきましては、非常に好調でありまして、1月末段階で前年度比38%増の41億円を超えるご寄附をいただいています。歳入に見込額を追加するとともに、果実分をふるさと応援基金へ積み立て、併せて返礼品定期便分に係る翌年度送付分の経費を財政調整基金積立金に積み立てるなど、関連経費を計上しました。ご寄附をいただいた皆様に、厚くお礼を申し上げるところであります。

国の令和3年度補正予算関連では、農地費において県営事業負担金に6,438万円を計上しました。教育費では、学校における感染症対策等の活動を継続して行う経費として、小・中学校及び特別支援学校の授業運営費に合計2,380万円を計上したほか、令和4年度当初予算への計上を予定しておりました塩沢中学校のトイレ改修工事費3,200万円、及び中学校特別教室のエアコン設置工事費8,000万円を今回前倒しで計上し、合わせて令和4年度に繰り越すことといたしました。

このほか、保育士確保に係る保育士等処遇改善臨時特例事業の所要額、及び新型コロナウイルスの追加接種（3回目）に係る年度末までの所要見込額を追加計上いたしております。

各事業の確定見込みによる調整については、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、東京2020オリンピック・パラリンピックでさいたま市と共同で計画しておりました雪資源活用事業費2,920万円を減額するほか、商工費では、緊急経営支援資金の実績によりまして、中小企業金融制度事業に係る預託金5,420万円の減額、及び9月に新潟県全域で実施された飲食店等の営業時間短縮要請に対する協力金事業について、実績に基づき2億4,984万円を減額いたしました。

また、除雪事業費につきましては、1月17日に3億円、2月7日に2億円を専決処分で追加したところですが、その後も例年を上回る断続的な降雪があり、除雪の出動回数も多くなっているということから、機械除雪費にさらに1億円を追加するものであります。

歳入では、普通交付税の追加交付額の確定により4億6,475万円を追加し、これに伴い、臨時財政対策債を2億4,880万円減額したほか、各歳入・各事業の確定見込みや実績による

過不足調整を行ったところであります。これらの結果、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、財源充当として計上していた財政調整基金繰入金のうち、3億2,000万円を戻入れました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ22億8,946万9,000円を追加し、総額を405億482万8,000円としたいものであります。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの26事業に係る未執行分23億4,038万6,000円は、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費を計上しております。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いするところでございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）の詳細説明を申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の概要を事項別明細書でご説明申し上げます。

14、15ページであります。2の歳入からご説明いたします。最初の表、1款2項2目固定資産税、説明欄の固定資産税滞納繰越分は、実績見込みによります追加であります。新型コロナウイルスの関係によります徴収猶予の分の納付があったものでございます。

2番目の表、10款1項1目地方交付税、説明欄の普通交付税は、追加交付額確定に伴うものでありまして、内訳としまして国の補正に基づく事業の円滑な実施に必要な経費を算定するため、令和3年度に限り、臨時経済対策費が創設されたということによりまして2億411万円の増。

令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費として基準財政需要額の臨時費目として臨時財政対策債基金償還費が創設されたことによりまして2億4,878万円の増。

その他、国の税額の当初決定の際、圧縮されました調整額分の復活によりまして1,185万円の増などとなっております。

3番目の表、12款1項2目土木費分担金、説明欄の道路整備事業分担金は、市道長森作田線ほかの無電柱化事業に対します、企業版ふるさと納税によりまして事業費を確定できたことが主な要因となりました。559万円の減であります。

4番目の表、14款1項1目民生費国庫負担金であります。1行目の1節社会福祉費国庫負担金、説明欄の障がい者医療費国庫負担金は、新規入所者の増によります増であります。

2行目、2節児童福祉費国庫負担金、説明欄の1つ目、児童扶養手当給付費国庫負担金は、申請件数の減少によるものであります。

2つ目、児童手当国庫負担金は、実績見込みによります減。

2段目、3目衛生費国庫負担金は、説明欄記載のとおり年度末までの3回目接種に係ります、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で8,647万円。

一番下の表、14 款 2 項国庫補助金、1 目の総務費国庫補助金、説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住基システム改修に関するもので、増額であります。

2 段目の 2 目民生費国庫補助金、説明欄の 1 つ目、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金は、見込み児童数の変更によりますもの、3,640 万円の増であります。

2 つ目、保育士等处遇改善臨時特例交付金は、国によるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において実施されます、保育士などを対象に収入を 3 %程度引き上げるための措置に対するもの。

3 つ目、感染症予防事業費国庫補助金は、日本脳炎のワクチンです。これは日本脳炎の接種でありますけれども、ワクチンの供給が不足したということで、接種回数が減少したものであります。

16、17 ページであります。最初の表、5 目土木費国庫補助金、1 節の道路橋りょう費国庫補助金は、説明欄には 3 つの補助金が記載されております。いずれも、国の補正によります追加や組替えにかかるもので、合わせて 1,086 万円の増。

その下、2 節都市計画費国庫補助金、説明欄の集約都市形成支援事業費補助金は、塩沢のつむぎ通りに関する補助でありまして、国の内示額によりまして 193 万円の減であります。

2 段目、7 目教育費国庫補助金、1 節小学校国庫補助金、学校施設環境改善交付金（統合）は、統合石打小学校に対するもので、令和 2 年度の国の補正により実施したことによりまして、これは皆減になります。令和 2 年度の前倒しで実施したということでございます。

その下、2 節中学校国庫補助金、学校施設環境改善交付金（大規模改造）は、塩沢中学校のトイレ改修工事と中学校の特別教室のエアコン設置工事に対するものであります。この 2 つの工事は、令和 4 年度事業として計画しておりましたけれども、今回、国の補正により追加の内示があったということで、令和 3 年度予算での対応となったものであります。

1 節から 3 節に、小・中・特別支援学校のそれぞれの説明欄にあります、学校保健特別対策事業費補助金、これも国の補正によりまして追加内示があったものでありますけれども、児童生徒数の規模に対しまして定額が交付されるもの。感染防止のための消耗品の購入費用に充てます。

2 番目の表、15 款 1 項 1 目民生費県負担金は、国庫補助と同じ内容であります。省略します。

一番下の表、15 款 2 項 2 目民生費県補助金、新潟県介護保険事業県補助金は、実績見込みによります増額。

2 段目、4 目農林水産業費県補助金は、説明欄記載の各事業について実績額に基づいて調整するものであります。

3 節農林災害県補助金は、令和元年度に発生しました農林災害復旧事業（湯ノ沢）に対します割当てに対する残分です。補助金の残額が入ってきたというものであります。

3 段目、5 目商工費県補助金は、9 月に新潟県全域で実施されました飲食店等の営業時間短縮要請に対します協力金事業に対するものでありまして、実績に基づいて減額となったも

の。

18、19 ページであります。最初の表、3 項 5 目教育費委託金は、県営石打丸山シャンツェ管理委託金でありまして、除雪費分が追加になったもの。

2 番目の表、16 款 1 項 1 目財産貸付収入、説明欄の施設貸付収入は、NTT 東日本への光ファイバー貸付料の譲渡手続の完了が 6 月末までずれ込むのではないかという予想のもとに予算を計上したものでありますけれども、3 か月分計上しましたが、実際には 3 月末、令和 2 年度末で事業譲渡が完了できましたので、そっくり皆減となったものであります。

3 番目の表、17 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金は、1 件ございまして 10 万円の計上。

その下、2 節ふるさと納税寄附金は、国際大学コースを除く総額を 44 億円と見込みまして、既決予算との差額 26 億 283 万円を計上いたしました。

2 段目、2 目指定寄附金、説明欄、企業版ふるさと納税寄附金は、無電柱化工事に対するもので、説明欄記載の方々から 5 件の寄附がございました。

一番下の表、18 款 2 項基金繰入金、1 目の財政調整基金繰入金は、普通交付税の追加が主な要因となっておりますけれども、その他の歳入歳出差額の集計をいたしまして 3 億 2,000 万円を減額し、基金に繰戻しをするというものでございます。冒頭申し上げましたとおり、機械除雪費に 1 億円を追加いたしましたので、先にお送りした議案とは 1 億円繰戻し額が減った形となっております。

その下、6 目森林環境譲与税基金繰入金は、事業費の確定によります減。

その下、7 目中越大震災地域復興支援基金繰入金は、浦佐地域づくり協議会が実施しますフットパス事業の経費であります。コロナ禍の影響で事業を縮小したことによります減額であります。

その下、12 目無電柱化推進基金繰入金は、事業費確定に伴い基金から財源充当を行うものであります。

20、21 ページであります。最初の表、20 款 3 項 5 目新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金預託金元利収入は、制度資金利用額の確定によりまして不用額の減額。

2 番目の表、20 款 4 項 5 目広域行政受託事業収入は、広域ごみ処理建設事業に関しまして、魚沼市が令和 2 年度末で離脱を表明したということから、湯沢町との間の負担率の見直しによるものであります。1 節の湯沢町広域行政受託事業収入は、したがって増額。2 節の湯沢町以外広域行政受託事業収入は、皆減となっているものでございます。

3 番目の表、20 款 5 項 2 目雑入であります。1 節総務雑入、1 行目の市有建物災害保険金は、市有建物災害保険金の請求が完了した収入済分、33 件ございますけれども、まとめて計上したものでございます。

2 行目、新潟県市町村振興協会宝くじ市町村交付金は、移住・定住事業の中止によりますもので減額。

3 行目、雪資源活用事業他団体負担金は、さいたま市と共同で計画しておりました雪資源活用事業費の大幅な縮小に伴う減額でございます。

4行目、光ファイバー移設補償費は、道路改良などに伴います補償料でありますけれども、先ほど申し上げましたように、NTT東日本への譲渡手続きが、令和2年度末で完了したために、不用残となったものでございます。

5行目、過年度国県補助金等返還金は、東京23区内から当市に移住した方に移住支援金100万円を支給する事業におきまして、令和2年度交付済の方で交付要件を欠くという方が発生してしまいました。市への返還金が発生したというものであります。本人は返還については了解していただいております、できれば年度内に返還したいという意向でいらっしゃいます。

6節商工雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）は、五十沢キャンプ場の浄化槽配管・機器類交換工事に対する補助金であります。

8節消防雑入、消火栓等消防施設移設補償料は、予定されておりました補償工事が行われなかったための減額であります。

一番下の表、21款1項市債であります。1段目、1目総務債、1節公共施設等適正管理推進事業債は、適債性——起債をするのに的確かどうかという適債性を判断いたしまして、欠くものがあるということから借入れをしない対象物も出てまいりました。あわせて、全額が起債対象と認められた市民会館の大規模改造事業費分など増額もありまして、合わせて3,500万円の減額となったもの。

2節の石綿対策事業債は、対象事業費の確定によります増減によりまして、合わせて900万円の減額であります。

22、23ページです。1段目、2目衛生債は、可燃ごみ処理施設整備事業費の増によります増額。

その下、3目農林水産業債は、国の補正予算による県営土地改良事業負担金の増、及び赤坂排水路改修事業費の確定によります自然災害防止事業債の減額でありました。合わせて6,170万円の増額になりました。

その下、4目商工債、地域活性化事業債は事業創発拠点整備、六日町駅シンボル空間改修でありますけれども、この財源としておりましたが、これも適債性の問題——これは収益性があるのではないかとということで、起債の対象からは外したということでございます。8,590万円の皆減となりました。

その下、5目土木債は、道路事業の組替えと国の補正予算によります増額。

その下、6目消防債、1行目、緊急防災・減災事業債は、大巻地域開発センター耐震改修に係る分で、避難所として指定する方針となったことから適債性があると判断しまして、増額としたもの。

2行目、防災基盤整備事業債は、消防団車両購入費の減によるもの。

その下、7目教育債、1行目、小学校債、学校教育施設等整備事業債は、薮神小学校体育館屋根の事業費の確定によります増、あわせて、令和2年度の国の補正により前倒しで実施しました、統合石打小学校に対する補助金の減額でありまして、合わせて5,590万円が減額に

なったもの。

2行目、中学校債、学校教育施設等整備事業債は、14款で説明いたしました、塩沢中学校トイレの改修工事と中学校特別教室のエアコン設置工事に係る補助残への充当財源。

3行目、社会教育債、一般補助施設整備等事業債は、対象事業費、これは坂戸城跡の整備の確定によりますもので、20万円の減額。

その下、8目臨時財政対策債は、歳入10款で申し上げました臨時財政対策債基金償還費分の追加交付が決定したことによりまして、臨時財政対策債の発行額を減額するということを選択いたしました。2億4,880万円が減額となったもの。

一番下の段、9目災害復旧債、公共土木施設災害復旧事業債は、実績の見込みによります減額。

以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただいて24、25ページ。歳出であります。

最初の表、1款1項1目議会費、説明欄、議会一般経費は、新型コロナウイルス感染症によります各種会議、視察などの中止によります減額であります。

2番目の表、2款1項総務管理費、1段目の1目一般管理費は、説明欄の職員費であります。会計年度任用職員の報酬等の実績見込みによります減額でありますけれども、以下、各事業の冒頭に職員費の補正がそれぞれ計上されておりますが、多くは人事異動等によります実績に基づいた過不足調整であります。それぞれの説明はこの際省略させていただきたいと思います。

次の丸であります、行政共回事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響等によります、有料道路通行料の減額。

2段目、3目電算対策事業費、説明欄の丸、高速インターネット運営事業費は、歳入でも申し上げましたけれども、NTT東日本への譲渡手続が終わったことによります減額であります。

3段目、6目財産管理費、説明欄の丸、基金費、2行目、ふるさと応援基金積立金は、令和3年度ご寄附をいただいた果実分の見込額の積立て、21億2,400万円の皆増となったもの。

3行目、財政調整基金積立金（返礼品定期便分）は、令和3年度分のうち、令和4年度に執行する分としてこれを取り置くというものであります。

4段目、7目企画費、説明欄の丸、地域コミュニティ活性化事業費であります。1行目、地域活性化支援事業交付金は、令和2年12月より開始しました、ふるさと納税の新コース、地域づくり協議会応援寄附分としていただいた寄附金の10%を交付金としまして、12の各地域づくり協議会に交付するものであります。7万2,000円でありますので、12で割りますと1団体当たり6,000円という金額になります。

2行目、観光・交流の促進支援事業交付金80万円の減は、浦佐地区のフットパス事業の縮小によるもの。その下の丸、企画補助・負担金事業、1行目、国際大学支援補助金2,828万円は、ふるさと納税寄附金によります国際大学コースへの寄附金分。

めくっていただいて 26、27 ページであります。説明欄の 1 行目、ほくほく線安全輸送設備等整備事業補助金（新型コロナ関連）は、新型コロナ感染症によります減収あるいは経費の増嵩等で大きな影響を受けました、北越急行の安全安心な運行の支援を特例として実施するものでありまして、県と沿線市町村が協調して行う支援金であります。

2 行目、高速バス路線維持確保負担金（新型コロナ関連）も令和 2 年度に引き続き、新型コロナの影響により収益が悪化しております県内高速バス事業者に対する、運行継続に向けた県と市町村の協調支援金でございます。

その下の丸、移住・定住促進事業費、説明欄の 1 行目、移住・定住・交流推進支援事業補助金は、新型コロナの影響により、首都圏で予定しておりました交流事業の中止による減額であります。

2 行目、過年度国県補助金等返還金は、歳入の 20 款で申し上げましたとおり、令和 2 年度交付済の移住支援金 100 万円を、国、県へ返還するという必要が生じました。国に 50 万円、県に 25 万円、市の負担が 25 万円でありますので、合わせて歳出計上は 75 万円の計上ということになりました。

その下の丸、ふるさと納税推進事業費は、実績に基づきます手数料、委託料、使用料の調整であります。

その下の丸、雪資源活用事業費は、歳入で申し上げましたとおり、さいたま市と共同で計画しておりました雪資源活用事業費が大幅縮小に伴いまして減額になったもの。

3 段目であります。9 目バス運行対策費は、説明欄の丸、路線バス運行事業費は、路線バスの六日町駅前から魚沼市役所前の線です。この路線において 1 日 8 往復中 3 往復を魚沼基幹病院へ直接乗り入れするという実証実験を行いました。この経費に係りまして、これは事業主体が魚沼市でありまして、南魚沼市が負担金を払うという形で実施しております。魚沼市に対する負担金ということでお支払いするもの。コロナ禍で利用者の減少した路線バスの利用者の増加を図るという目的で、魚沼地域の定住自立圏共生ビジョン連携事業として行ったものであります。

その下の丸、市民バス運行事業費は、実績見込みによります減額であります。

めくっていただいて、28、29 ページ。最初の表、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄の最初の丸、職員費は説明を省略させていただきます。

2 つ目の丸、戸籍住基システム管理費は、マイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化の開始に伴いまして、住基システムの改修費用の増額になったものであります。

2 番目の表、2 款 4 項 4 目新潟県知事選挙費は、選挙日程が決まりました。告示日が令和 4 年 5 月 12 日、執行日が 5 月 29 日と決定されたことによりまして、ポスター掲示場の作成期間が 2 か月かかるということで、今年度中に予算をつくっておく必要がある、予算執行する必要があるということで、補正計上したものでございます。

一番下の表、3 款 1 項社会福祉費、1 段目の 1 目社会福祉総務費、説明欄、最初は職員費であります。

2 番目の丸、国民健康保険対策費は、決算見込みによります人件費分の減額。

2 段目の 2 目心身障がい福祉費、説明欄の丸、障がい者自立支援事業費は、新規入所者の増によるもの。

3 段目、3 目老人福祉費、説明欄、最初の丸、介護保険対策費は、決算見込みによる人件費分の減額。

次の丸、介護保険事業費は、社会福祉法人等によります利用者負担軽減補助金の増額であります。

めくって 30、31 ページであります。最初の表、3 款 2 項児童福祉費、1 段目、1 目子育て支援費（児童福祉総務費）の説明欄丸、職員費は、説明を省略いたします。

2 番目の丸、学童保育対策事業費、歳入で申し上げましたとおり、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において実施します、保育士などを対象に収入を 3 %程度引き上げるための措置に必要となる所要額であります。NPO 法人、私立それぞれに計上しております。

2 段目、2 目児童措置費の説明欄、最初の丸、児童扶養手当支給事業費、及び次の丸、児童手当支給事業費は、今年度の実績見込みによります減額。

その下の丸、子育て世帯等臨時特別支援事業費は歳入で申し上げたとおり、見込み児童者数が増によりまして増加したものの、364 人増加したというものであります。

3 段目の 3 目児童福祉施設費は、説明欄に 4 つの事業費が記載されておりますけれども、いずれも学童保育対策事業費で説明した内容と同じであります。各園に対して交付します、保育士等処遇改善臨時特例交付金の計上であります。

一番下の表、4 款 1 項保健衛生費、1 段目、1 目保健衛生総務費、説明欄の丸、職員費は省略をいたします。

2 段目、2 目保健衛生対策費、説明欄の丸、母子保健事業費、妊婦・乳幼児健康診査委託料は、今年度の実績見込みによります減額。

最後の段、4 目予防費、説明欄の丸、予防対策事業費は、1 行目、抗体検査委託料。これは日本脳炎ワクチンの供給不足によりまして、接種回数が減少したため、600 万円の減額となったもの。

2 行目、予防接種委託料は、実績見込みによります減額のほか、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種に係る分、合わせまして 7,947 万円の増額になったもの。

めくっていただいて 32、33 ページであります。最初の表、4 款 1 項 5 目医療等対策費、説明欄最初の丸、病院事業対策費（事業会計等繰出金）であります。これは城内診療所特別会計繰出金でありまして、城内診療所の決算見込みによりまして、1,000 万円の減額であります。

次の丸、地域医療対策事業費、1 行目、地域医療推進事業運営補助金は、寄附講座拡充の実施を令和 4 年度からとしたことによりまして皆減。

2 行目、医療のまちづくり活性化支援事業補助金も、同じく令和 4 年度から実施するという事でこれも減額にしたものでございます。

3 番目の丸、看護師修学資金貸与事業費は、令和 2 年度応募実績に基づく減額であります。令和 3 年度においては追加募集を行うなど、定員割れとならないように努力しております。

3 番目の表、4 款 3 項清掃費、2 段目の 3 目し尿塵芥処理施設費、説明欄の丸、可燃ごみ処理施設運営費の光熱水費が増額になっておりますけれども、これはちょっと予想外の不具合がございまして、片炉運転、2 つありますうちの 1 つの運転している期間が増えたということで、発電量が減少しました。電気を購入する量が増加したということによります増額であります。

34、35 ページであります。最初の表、6 款 1 項農業費、1 段目の 1 目農業委員会費、説明欄の丸、農業委員会運営費は、農地利用最適化交付金の成果実績分に係る委員報酬費でありまして 135 万円の増。

3 段目であります。5 目農地費、最初の丸、土地改良事業費。1 行目、調査委託料は、城之内川転倒堰の調査詳細設計の委託料であります。2 行目、各種業務委託料も、ため池のハザードマップ作成業務委託料。いずれも本年度実績見込みによります減額であります。

次の丸、県営事業負担金は、土地改良事業等に伴います市の負担金であります。事業費の変更あるいは国の補正により追加となった事業も含めまして、記載の 6 事業について過不足を調整したものであります。

その下の丸、多面的機能支払事業費は、交付実績による不用額の減額。

最後の段、6 目揚水設備管理費、説明欄の丸、揚水設備維持管理費は、J R 新幹線トンネルからの揚水に係りますポンプの電気料であります。不足が見込まれるための増額。

一番下の表、6 款 2 項 2 目林業振興費、説明欄最初の丸、民有林保育事業費、及び次の丸、森林整備促進事業費は、今年度事業費の確定によります減額であります。

めくっていただいて 36、37 ページ。2 段目、7 款 1 項 2 目商工業振興費、説明欄最初の丸、中小企業金融制度事業費。新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金預託金であります。これは融資実績に基づきまして減額となったもの。

次の丸、商工業振興補助事業費は、令和 3 年 9 月の時短要請に対します飲食店等への協力金の支給経費でありまして、2 億 4,984 万円の減であります。県からの配分 717 店舗分のうち、268 店舗、251 事業者になりますが、こちらに支給したものであります。

18 節の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金については、予算額 3 億 5,133 万円に対しまして、今回減額分を除きますと、支給した実績額は 1 億 647 万円、30.3%ということになります。私、議会運営委員会のときに 10 億円という数字を言ったような気がするのですが、私はとんでもない勘違いをしておりました。1 億 647 万円という実績でございました。申し訳ありません。

3 段目、7 款 1 項 3 目観光振興費であります。説明欄の丸、観光振興事業費は、兼続公まつりの実行委員会への補助金でありまして、新型コロナによる中止によります減額。

2 番目の表、8 款 1 項 1 目土木総務費は、財源内訳の変更。

一番下の表、8 款 2 項、1 段目の 2 目道路橋りょう維持管理費は、門前上橋の詳細設計、

及び小川橋、三島沢川橋、刑部沢3号橋ほか6か所の橋梁修繕に係る工事費。いずれも国の補正によります追加であります。

次の3目道路橋りょう除雪事業費は、冒頭申し上げました、緊急で計上する必要が生じたもので、1億円を追加するものでございます。

めくっていただいて38、39ページ。最初の表、4目道路橋りょう新設改良費は説明欄の丸、道路新設改良事業費、1行目、無電柱化推進事業委託料は、国からの交付額が減額となったための減額。

2行目、市道改良工事費は、島泉盛寺線の歩道改良工事の工事費であります。国の補正によります追加であります。

3番目の表であります。8款4項1目都市計画総務費は、説明欄の丸、都市計画調査事業費の減額であります。国からの内示によりまして、都市計画基礎調査業務委託料を減ずるものでございます。

ずっと下に行きまして、9款1項消防費であります。1目常備消防費、説明欄の丸、職員費は、説明を省略いたします。

めくっていただいて40、41ページ。1段目、1目常備消防費の続きでありますけれども、説明欄の丸、消防設備整備費260万円の減は、歳入で申し上げましたとおり、予定されておりました補償工事が行われなかったことによるもの。

2段目の2目非常備消防費、説明欄の丸、消防団運営費も、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして各種の行事が中止となったために、活動助成金が減額となったものであります。

2番目の表、10款1項教育総務費、1段目の1目教育委員会費、説明欄の丸、教育委員会一般経費、国際交流及び文化・スポーツ基金積立金は、ふるさと納税の国際大学応援と交流の推進コース寄附金の10%分を積み立てるというもの。

それから3段目であります。5目の育成支援費、説明欄最初の丸、子ども・若者支援事業費は、会計年度任用職員の欠員あるいは育休等によりますもので500万円の減額。

次の丸、勤労青少年ホーム解体事業費は、事業の完了に伴いまして不用額を減ずるもの。

一番下の表、10款2項小学校費、1段目の2目小学校教育運営費、説明欄最初の丸、小学校管理一般経費、施設改修工事費は、おおまき小学校に特別支援教室を増設するための改修費であります。

次の丸、小学校授業運営費は、新型コロナ対策に係る経費でありまして、国の補正で配分されます学校保健特別対策事業費補助金を活用して感染予防に係る消耗品費に充てるもの。

2番目の表、3目小学校整備費、説明欄の丸、小学校大規模改造事業費は、薮神小学校体育館屋根の事業費確定によります増額。あわせて、令和2年度の国の補正によりまして前倒し実施しました、統合石打小学校に係るものの皆減。合わせて2億100万円の減額になったものであります。

42、43ページでございます。最初の表、3項中学校費、1段目、2目中学校教育運営費、

説明欄の丸、中学校授業運営費は、小学校費と同じく新型コロナ対策に係る経費。

2 段目、3 目中学校整備費、説明欄最初の丸、中学校大規模改造事業費は、塩沢中学校のトイレの改修工事費。次の丸、中学校施設等整備事業費は、特別教室のエアコン設置工事費。この2つの工事は、いずれも歳入で申し上げましたとおり、令和3年度の国の補正によりまして追加になったものでございます。

2 番目の表、4 項 2 目特別支援学校運営費、説明欄最初の丸、特別支援学校管理一般経費、施設改修工事費は、令和4年度入学の中等部の生徒数が増加することに対応するために、現在、作業室として使っている部屋を改修しまして、一般教室を増設するという必要が生じまして、そのための改修費であります。

次の丸、特別支援学校授業運営費 360 万円は、小学校費と同じく新型コロナ対策に係る経費であります。

一番下の表、10 款 6 項社会教育費、1 段目の 1 目社会教育総務費、説明欄の丸、職員費であります。

3 段目になります。5 目文化施設費、説明欄の丸、文化施設運営委託事業費は、鈴木牧之記念館の非常照明装置の改修工事。

めくっていただいて 44、45 ページであります。10 款 7 項保健体育費、2 目体育施設費の説明欄最初の丸、県営石打丸山シャンツェ管理費は、除雪費の増額。

次の丸、体育施設整備事業費の減額は、大原運動公園のテニスコートの人工芝張替工事の完了に伴います不用額を減ずるものでございます。

2 番目の表、11 款 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費、説明欄の丸、農林施設災害復旧費（単独）は、令和3年7月に南魚沼土地改良区の分水工において被災しました、制御盤に対する市の負担金額の確定によるもの。

3 番目の表、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費、説明欄の丸、土木施設災害復旧費（単独）は、8 月 13 日に被災しました南田中樺野沢線、これは上越国際スキー場の道ですけれども、この法面の復旧工事に係る市の負担金。

一番下の表、14 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うものでございます。

以上が、歳出の補正内容であります。

なお、12 月定例会報告以降の予備費の充用額につきましては、2 月 25 日までで 12 件、2,348 万円ございました。年末からの大雪によります影響で、予想した予算を超えて不足が発生しました除雪関連への充用が主な内容となっております。かいつまんで申し上げますと、市営住宅の除雪費に 318 万円。機械除雪費、除雪車の修繕料に 680 万円。消融雪施設維持管理事業費、これは経年劣化によります消雪パイプのポンプの故障、あるいはパイプの漏水等の修繕費であります、500 万円。消防庁舎管理費に 230 万円。これは消防署の本署の緊急車両車庫前及び消防庁舎前の消雪用井戸のポンプが予期せず故障して緊急に入替えが必要になったということ。

そのほか、ディスプレイアリーナ照明設備の修繕費に 360 万円。現在、点灯していない灯

具が多数あるということで、照度不足で利用者に支障、不便を与えているということであり
ます。

戻っていただいて8ページ、9ページであります。

第2表繰越明許費であります。記載をいたしました26事業、合計23億4,038万6,000円
を繰越明許費として計上しております。

繰越額の大きいものについて補足説明をいたします。左側の表の6段目になります。6段
目の1項農業費、土地改良事業費は原柄沢地区におけます基盤整備促進事業、及び城ノ入川
転倒堰、団体営事業詳細設計等の業務委託料であります。

その下、県営事業負担金は、吉里地区ほか8地区の事業費。

8段目になります。7款商工費、1項商工費の商工業振興補助事業費は、新型コロナウイ
ルス感染症拡大防止協力金事業。

9段目、観光振興事業費は、南魚沼市ふるさと応援プレミアム付き旅行券事業の補助金。

10段目、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路橋りょう維持補修事業費は、市道小川清
水瀬線（小川橋）の橋梁修繕工事、市道中富線橋梁修繕工事の未完了工事分のほか、国補正
予算によります、6件の工事であります。

2段飛ばしまして13段目、道路新設改良事業費1億5,766万円でありますけれども、市道
島泉盛寺線、市道中学前道路ほか6路線の工事、市道長森作田線ほかの無電柱化推進工事委
託、市道畑新田西泉田線に伴います物件補償費などあります。

その下の下、4項の都市計画費、街路沿道整備事業費は、塩沢中央通り線、いわゆるつむ
ぎ通りの基本計画等策定業務委託に関する分であります。

一番下の段、10款教育費、1項教育総務費、教員住宅維持管理費は、樋渡及び来清の教職
員住宅の井戸の掘削工事であります。

9ページ、1段目、3段目、6段目、小学校、中学校、特別支援学校の授業運営費は、新型
コロナ対策に係ります学校保健特別対策事業。

2段目、2項小学校費、小学校大規模改造事業費は、蕨神小学校体育館改修工事。

4段目、3項中学校費、中学校大規模改造事業費は、塩沢中学校トイレの改修工事。

その下、中学校施設等整備事業費は、特別教室エアコン設置工事。

その下の下、7項であります。保健体育費、体育施設整備事業費は、南魚沼市トレーニ
ングセンターの屋根改修工事費、及びバーマスタジアムの観覧席ベンチ改修工事。

一番下の段、11款災害復旧費、土木施設災害復旧費は、市道花岡線の道路災害復旧工事
であります。

10ページをお開きください。第3表地方債補正であります。歳入でもご説明をいたしまし
たが、それぞれの起債において、対象事業の追加あるいは事業費の増減等の調整によりまし
て、表の一番下、最下段の合計を申し上げます。補正後の限度額を2億6,620万円減額しま
して、16億6,480万円としたいものでございます。

なお、別添で本日お配りしました新型コロナウイルス感染症対応経済関係支援策の実施状況につき

ましては、お読み取りをいただきたいと思います。

以上で、第1号議案の詳細説明を終わります。

○議長 長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞きします。27ページの一番上のほうになるのですけれども、ほくほく線の関連です。これは県と沿線の各市ということですが、補助金の負担の割合というのは、路線の延長分で割ったとか、どういう感じで割ったのか、その割り方をちょっと教えていただきたいのですが。それをお願いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 担当課長がちょっとおりませんけれども、ほくほく線の出資割合によるのだそうでございます。

以上です。

○議長 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1点だけですが、ページはちょっといっぱい、25ページの総務費の総務管理費。それから29ページの同じく総務費の戸籍住民基本台帳費。それから31ページの民生費の児童福祉費、子育て支援費、衛生費の保健衛生費。35ページの農林水産業費、農業費で農業総務費。39ページの消防費。それから41ページの教育費が報酬ですけれども。43ページの社会教育費。そういう8つの款と、それから9つの項目で人件費が減っていることで、併せて、29ページの民生費で特別会計の国民健康保険対策費と介護保険対策費への繰出しが減らされて、どちらも人件費となっているわけで、その理由が、先ほど実績の見積りと異動によるものだという説明があったのですが、ほぼ軒並みの減となっている。給与そのものの減額などではないということを確認したいと思って質疑をさせていただきます。お願いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 途中で給料が減額になるとかという、そういうことはございません。年度当初は今現在の職員で大体計算するわけです。当初予算を編成してから人事異動が発表になりますので、大体退職した人が増えて、新採用職員が増えますと、職員費、人件費そのものが大体下がっていきます。併せて、今年見ていると、育児休業を取られる方も増えていらっしゃる。そういった関係で、年度途中で職員費、正職員の数や給与費が減ってくるということはありませんけれども、基本的にもらっている給料が明日から減るということはありませんので、いろいろな調整の中で減っていくということでございます。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 25ページ、国際大学支援補助金に関してお尋ねします。私自身も勉強不足で全くふるさと納税寄附金に関して全然知識がなかったので、改めてちょっとふるさと納税寄附金に関して私の理解が正しいかどうかをまず見てもらって。

ふるさと納税寄附金というのは、納税と寄附という言葉がどちらにあるのか分かりづら

いのですけれども、要するに一定の所得、例えば1億円稼いでいたらそのうちそこから400万円の所得税を、自分の住んでいる自治体の代わりに、どこか自分の愛着を抱いている自治体に回すという制度だと思うのです。つまり、2,000円の自己負担があるけれども、実際、返礼品が来るので自己負担は実質なしで400万円分の所得税をどこの自治体にやるかというのを自分で決められる制度。だから、この場合もちろん500万円を払うなら……

○議 長 質疑を行ってください。

○黒岩揺光君 はい、すみません。国際大学の補助金ですけれども、これは2015、2016年からずっとやっていると思いますが、今回の2,800万円の補助金がどういう形で、南魚沼市に還元されて、市にとっていい方向に、活性化につながる補助金なのか、どういう内容なのかについてお尋ねしたい。それが1点目。

2点目です。これは毎年3,000万円から、多いときは7,000、8,000万円あったようではありますが、当初予算である程度予想できた支出ではなかったのか。なぜ、一般会計補正予算で出てきたのか。これが2点目。

3点目ですけれども、これまで2億円以上、3億円近くの補助金が南魚沼市から出ております、同じので。これだけの補助金が1つの行政から、1つの私立大学に出ているわけですから、この補助金分の連携ができていると思うのです。その連携の度合いを知るために、林市長が就任されてから国際大学の入学式や卒業式に、出られた回数を教えてください。

○議 長 財政課長。

○財政課長 幾つかご質問がありましたが、まず、ふるさと応援基金で、今コースを定めている中に、国際大学コースというものがあまして、そちらの部分について寄附金額の90%を国際大学のほうに補助という形でしていることと、その残りの10%は歳入で先ほど説明したとおり、国際交流の基金のほうに積み立ててという形でやっているものであります。

ですので、年度当初の予算でこれが見込めたのかということではありますが、あくまでも寄附ということでありまして、その年に国際大学コースを選んでいただいた方の部分に対して、市のほうが国際大学との連携のそういったものがありますので、補助と均等して支給しているという状況であります。

以上です。

○議 長 2つ目の質問ですけれども、予算に、市長が出ている回数というのはちょっと関係ないかというふうに思いますので。再質問があれば続行してください。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 大学の中身のことで、そのうちの9割が一定の金額になっているというような答弁なので、その中身をこちらがどうこうというわけではないのではないですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 国際大学の補助金につきましては、実績報告等をいただいております。つきましては学生の奨学金のほうの部分ですとか、あと、国際大学は学生寮が敷地内にありますが、そういったところが不足、学生が大勢で不足するといったようなものに対しまして、国

際大学の敷地内の学生寮に入れない方の住宅の補助というようなことに活用しているという内容であります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 補助金が学校の奨学金制度に使われているということですが、そうになると南魚沼市からの補助金が入ってから国際大学の奨学金支出が普通なら増えるだろうと想定するのです。私が国際大学の事業報告書を毎年見たところ、2015 年、7,800 万円の奨学金支出があったのが、2019 年は 5,200 万円まで下がっています。つまり、南魚沼市から補助金が入っているのにも関わらず、奨学金をあまり出してない。出すというより減っているわけです。

その代わり、増えているのが人件費です。人件費が 2011 年が 7 億円ぐらいだったのが、2020 年までは 9 億円に増えています。なので、南魚沼市の出る補助金がどう大学で使われて、市にとって還元されているのかというのを、もう一度ちょっと分かっている範囲内で教えていただきたいと思うのと。

2 点目が、要するにこれは私立大学への補助金ですが、ふるさと納税寄附金を使って、ほかの自治体で私立大学にこういった形で補助金を出すというケースは、全国的に見られるのかどうかをお願いします。

○議 長 すみません。2 問目は再質問ではないので、ちょっと質問の趣旨を、議員も考えてやっていただきたいと思いますし、再度言いますが、再質問ということは 1 回目を聞いて分からないことに対して再質問するわけですので、新たな質問というわけではないと思います。その点をちょっと配慮していただきたいと思います。答えられる範囲で答弁を願います。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 今ほどの答弁を聞いていると、先ほど答えている以上で、議員が調査された中ではそうかもしれませんけれども……。それ以上はつかんでいなければそういう答弁で。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これは国際大学さんに補助金として交付申し上げて、国際大学さんの中で使っていただく。その中身をご報告いただくという内容でしかありませんので、我々のほうでそれをどうしていただきとか、どういうふうにしているかとかという調査そのものではございません。国際大学さんに委ねているというものであります。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ふるさと納税寄附金は東京一極集中があつて、そこから税金をもっと地方に回して、地方の活性化にしようという趣旨があります。国際大学を支援したい人がいるなら、国際大学に直接寄附をすればいいのです。寄附せずに南魚沼市を経由するというのは、ふるさと納税制度を使えば、ある一定の額まで自己負担額 2,000 円でお金が国際大学に回せて、さらに返礼品がもらえるというのがあるからだと思うのです。であるならば、南魚沼市

が補助金を出す側として、このお金がどういうふうに市に還元されているかというのを、市として何か言うべきだと思うのですけれども、特にそのお考えはないのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 国際大学コースには、返礼品はついておりません。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 ほかに。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 4 点になるかもしれません。まず、15 ページです。保育士等処遇改善臨時特例交付金というところですが、説明にもありましたように、これは保育士等の 3 % 程度、月額で 9,000 円ぐらいですか、その賃上げを見込んだ交付金です。説明の中で私立と公設民営のところには、すぐにでも手配ができるというような話ですが、公立の保育園も多分、該当にはなっていると思うのです。公立の保育園の部分については例えば人事院勧告もありますので、そういう絡みもあると思うのですけれども、そこら辺の保育士の待遇改善というか、公立の保育園の待遇改善というのもどうなるのかというのを 1 点お伺いしたいと思います。

2 点目です。17 ページ、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の県補助金の関係です。これは歳入ですが、歳出のほうも多分、37 ページですかにあります。これは産業建設委員会の委員長の報告の中にも、多分ちょっと触れてあったのですが、当初の予算額に比べると大分実績が落ちているというところですが、その説明を少ししたのですがちょっと分からなかったの、再度お聞きしたいのです。

この協力金、協力してもらえなかったのか、それともそれなりのやはり理由があつて、実績としてこういうふうになっているのかというのを、すみません、もう一度教えていただきたいと思います。

それで、21 ページです。ここはスルーしようと思えばできたのですが、ちょっと気になったので。真ん中辺よりちょっと下のほうに、過年度国県補助金等返還金というのがありまして、移住・定住の関係で要件を満たさなくて返してもらったというようなことがあるのです。移住・定住の各種補助金というのが国等でいろいろありますので、考えてみるとよくこういうケースというのはあるかと思うのです。多分、悪意などなかったのではないかと思うのですけれども、そこら辺の 100 万円の要件を満たさなかったの、100 万円返還になったといういきさつというか、内容をちょっと教えていただきたい。これは 1 件でないかもしれない。いろいろ重なってこうなったのかもしれませんが、そこら辺をお願いします。

もう一点です。ここがちょっと難しいところですが 33 ページです。地域医療推進事業運営補助金が 1,856 万円減額になっていまして、これは予算のときに説明を聞きますと、1,856 万円は若手医師 2 名分の人件費だということで盛ったのですが、今の説明だと寄附講座の拡充ができなかったのというようなことです。そもそも寄附講座の拡充という

のは、こういうふうに予算に盛って、そして増やしていただけるような——難しいのでしょうけれども、そういうふうな段取りで寄附講座がどんどん増えていかれるものなのかということですね。変な言い方ですけども、金を出せば増えるのかというところですが、そこら辺の状況がちょっと分からないので。そしてまた、次年度以降このケースがあると思いますので、その仕組みをちょっと教えていただきたい。

以上、4点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目、15ページの処遇改善の関係です。この内訳としますと、議員おっしゃるとおり、私立、公設民営保育園、それから公立も一部入っておりますが、公立のほうにつきましては、全く議員のおっしゃるとおりでして、正職員は人事院勧告の関係の制度がございまして、処遇改善されているということでそれは行わない。ただ、公立分の中の会計年度任用職員の部分については、同様に処遇改善するというような方針でございます。

それから、私のほうでもう一点の医療対策の関係でございます。これは自治医科大学と何回も交渉といたしますか、そういうこともしているわけですが、募集をかけてもなかなか応募してくださるドクターがいらっしゃらない。そういう難しさがあります。それでなかなか進まなかったということですが、当該大学の教授などのご努力などによりまして、手を挙げてくれるドクターのめどが立ち、令和4年度に行うことにしたということでありまして、お金を積むからというか、寄附額を増やすから医者が集まるという簡単なものではないということとであります。

それで、予算を計上しておきませんと、実際にドクターが手を挙げたときにその対応がすぐできないということもございますので、当然予算では計上しておくということになります。その分が、令和3年度は支出の見込みができないので、令和4年度はもう見込みがついたということで、今回の補正の減ということになります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2つ目の点です。時短協力金がなぜ執行率が低いかという話になります。今回の制度もほとんど一緒なので、今回の制度に準じてちょっとお話をします。対象になるのは、まず、県のほうで管理している、食品衛生法の飲食店の営業許可を取っている店舗。そこが全部で717件ぐらいあるのですが、ただこの中で、まず、廃業しているものがあつたり、あとは宿泊施設で飲食を、食事を出している宿泊施設も150件から200件ぐらいあるのですけれども、宴会をやっていないところはもう対象になりません。なので、そこを差し引いてしまうと700件から多分250件ぐらい減ると思うのです。そうするともう450件まで減ると。その上でさらに、午後8時前、もともとの営業時間が午後8時までで終わる店舗については、もう対象になりません。そういうものをいろいろやっていくと、非常に条件としては全てに出るものではなくて、やはりそこまで減っていくということで考えています。

以上です。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 先ほど議員から質問がありました 27 ページの移住・定住に関する支援金の関係ですが、南魚沼市移住支援金交付要綱というのがございまして、こちらの第 8 条第 1 号のほうに全額返還する場合ということで、申請日から 3 年未満に市から転出した場合は、全額返還ということであります。今回のケースはこちらに該当しまして、一旦ご家族でこちらに住まわれていらしたのですけれども、ご家庭の都合でちょっと別のところに転出し、この要件を満たさないということで、返還ということになりました。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大体分かりましたけれども、2 点ぐらいもう一回、確認したいと思います。まず、15 ページのほうですけれども、というようなことで正職員は人事院勧告の中に含まれるので、正職員は含まないで、処遇改善というジャンルの中に入らない人事院勧告の上昇といたしますか、その中で見るということで確認したいと思います。ただし、臨時といたしますか会計年度任用職員のほうについては、今回この補正に上がっている金額 729 万円というのは、多分、今年度の 2 月、3 月分だと思うのですけれども、そこから臨時職員のほうは公的施設の方々にも該当するということなのかをもう一回、確認をさせていただきたいと思います。

そして、もう一点ですけれども、21 ページ。もともとは先ほど言いましたように 27 ページの移住・定住促進事業のほうになるのかもしれませんが、私に取り上げたのは 21 ページ。同じことなのですから 100 万円ですが、今説明を聞きまして、補助金を受けた後の居住期間が満たなかったというようなことです。チェックをきちんとやはりしないと、もらってそのままということになりかねないのですが、これらの補助が出ているのは、そういう条件に合わせてチェックしながら継続的な調査といたしますかをしているところかを、再度確認したいと思います。2 点だけ。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 おっしゃるとおり、公立の会計年度任用職員の方につきましては、2 月、3 月でお支払いするということです。

以上です。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 当然チェックは重要ですので、きちんとチェックしております。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 点ほどちょっと確認だけお願いしたいのですけれども、27 ページ。今ほどありました移住・定住の関係ですけれども、3 年未満で返還ということで、チェックもきちんとやられているということですが、それはそれでいいのですけれども、3 年以内でよそに行くことになった。言える範囲でいいのですけれども、例えば家族で一遍移住していただいたということですから、それなりの計画や南魚沼市が気に入ってということに来ていただ

いたと思うのです。南魚沼市に来てみたらイメージと違っていたみたいなことなのか。そういったところを今後、例えば市として手を入れたり、改善していけるようなものなのか。例えば個人的な全くそれとは関係ないようなところで転出になったのか。その辺を少し、あまり具体的でなくてもいいのですけれども、ちょっとお願いできればと思います。

それから同じく 27 ページ、路線バスの運行事業費で、六日町から魚沼市の路線のうち 3 便ほど基幹病院ということで試行といいますかをやられたと思うのです。この関係で効果とか、今後よければ増便していくとか、そういう何か今のところ成果というか検証があるのかどうなのか、それが今後なのか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、33 ページです。4 款の衛生費の可燃ごみ処理施設運営費の電気ですけれども、私もあまり現場のほうがよく分からなくてあれですが、焼却炉というと大体 2 炉あって、片方ずつ運転して、止めているときには片方をまた整備したりというイメージがあるのです。片炉運転で発電力が減ということは、何か点検のないときは、通常 2 炉ずっと運転するのでしょうか。私は片方ずつかと思っていたのですが、それが片方運転していて発電がうまくいかないというのは、稼働時間とか何かどういふことで発電力が落ちるのか。その辺、ちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 先ほどの移住支援金につきましてですが、どうしてもプライバシーの関係もありますので詳細は言えないのですが、こちらに住んで特に市に何かイメージが違ったとかそういう原因ではなくて、ご家庭の事情でちょっと実家のほうに帰られたという事例でございます。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 路線バスの件でございます。魚沼市役所から基幹病院の路線バスにつきましては、魚沼市が事業主体となりまして計画されているものでございます。その事業の実証実験の効果につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 炉の運転の状況ですけれども、いつも片方ずつ交代でやっているというイメージではなくて、両方動いている時間も相当日数はあります。それぞれのごみの集中する時期とかそういうときはなるべく 2 炉動かしたほうがいいですし、ごみがあまり时期的に大体傾向がありますので、そうした時期を目がけて点検整備を行います。このところ集中的な改修事業などを投入している関係で、昨年実績でもそうですが、炉のそれぞれ運転日数をちょっと減らしている期間などが長くなったりしたものですから、発電量が減って買う電気量が増えたという形になっております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 点お伺いたします。37 ページであります。最初に、中小企業の金融制

度の事業費の件ですけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金預託金であります。今、現実を考えたときに、大変な状況に私はなっていると思うのですけれども、せっかく私たち行政がこの金額を予算化したのに、これだけの実績に基づき少なくなっていると。その部分に関しまして、現場の担当者はどのような認識でお考えになっておられるのか。こういう少なく、実績がこうなっているのかということ进行分析した中で伺いさせていただきたいと思っております。

もう一点であります。どこで聞けばいいのかという部分で、ここの補正の中に入っておりませんけれども、機械除雪費で今回また1億円追加されたということで、本当に現場の除雪されている方の労苦は本当に察しているわけでありますけれども、私はここで聞くしかないのであえて聞かせていただきます。高齢者の住宅援助世帯の部分。私は今回の補正予算で出てくるのではないかと見ていたのですけれども、今回出ていないのです。ということは現実の状況は、この間、議会のところで聞かせていただきましたけれども、その後、2月20日から24日の部分でかなり出てきております。現場はすごく不安であります。こういう状況の中で、自治体は予算を追加している。住宅も追加している。だけれどもこういうところの補正が出てこない。これはどのように考えていいのでしょうか。伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに議員がおっしゃるところはちょっとございまして、私ども、新型コロナの経営支援資金につきましては、早めに制度をつくらせていただきました。制度の基というのは、異常少雪もあった関係から早めに手をつけたわけですが、こちらのほうが予定の預金枠に達しなかった理由というのは、その後、県、国のほうからかなり大きな融資制度が出てきたり、条件がやはり市単独だと利率であったり、そういうものがなかなか県、国にかなわないというところがありまして、その後追いというか、そこから出てきた県、国のほうがやはり使われる。金融機関さん等についても、そちらのほうをお勧めするという形の中で、今回についてはこの預託金の枠が減ってしまったと分析しております。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 補正予算が出ていないということですが、私どもいろいろ業者さんとか市民からの声とかを聞いているところがありますけれども、国、県の条例ですとかにも該当していない中で、とりあえず24時間対応ということでやらせていただいております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと最初の部分、今、部長が報告されましたけれども、現実やはり金融機関もかなり融資は増えております。そうした中で、私たちの金融、行政がやっている部分が少ないということは、その制度の内容というふうにおっしゃいましたけれども、地元でしかできない部分もあると思います。ぜひ、その部分をもう一度、精査した中で今後

の予算を、せっかく盛るわけでありますので、有効活用していただくような、そういう内容を検討していただきたいということを、あえて要望になりますけれども、ぜひ、検討していただかないと今後の制度の本当の部分ができなくなりますので、お願いしたいと思っております。

今の2番目の件であります。私は考えられない、申し訳ないけれども、今の発言であります。前に議会を通して報告をいただきました。大雪の前の報告であります。それは援護世帯が177世帯ある中で、時間延長しているのが11世帯であるという報告が来ました。それで、私はああ、これだったら何とかいけると思っているのですけれども、現実は今、報告があるように、全部これだとほかの市営住宅も道路機械除雪も増えているのです。ということは、高齢者の要援護世帯だって増えていたって当たり前ではないですか。本当に不安がっているのです。そこをいち早くこういう形で助成を、こういう状況でありますから、時間延長しますという安心感を与えるのも私は大事な行政の仕事だと思いますけれども、納得がいかないのもう一度、お聞かせください。

○議 長 変わらない答弁でしたら、変わらずでも結構です。

福祉課長。

○福祉課長 申し訳ありませんが、今年度は24時間ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 現場がその部分で納得して、本当にそれで大丈夫だったら私はよろしいのです。もう一度、本当に精査してみる必要があるのではないのでしょうか。長年この地域で本当に頑張ってこられた方たちが、必死な思いで不安と戦っておられる。この地域で頑張りたいと思っている中で、そういう手を差し伸べるということも私は大丈夫だと思っています。市長、大変恐縮でございますけれども、今、現場の担当はこういうふうに言っていますけれども、現実、市長もそう思われているのでしょうか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 心配しておりました……

○議 長 マスクは着用のまま、お願いします。

○市 長 今ほどの話は至極そのとおりだと思って、私も今その必要がなかろうか、災害救助法の適用になったときには……それを待たずに市単費できちんと対応すべきではないかという話はしたのですけれども、この間の大雪のときまさにそうですが、具体的に誰々から話が来ているのか来ていないとか全部、担当課は分かっているのです。そして、それを請け負っている業者さんたちの状況も全部分かっている。

そういうことを勘案して、今回は今のところ24時間、この体制のままでよかろうということで話をしてきました。ほかにもいっぱいあって、漏れていたらぜひ、どんどん教えてください……（何事か叫ぶ者あり）はい。今言うなら言ってください。そういうことではないと、

我々はそういう判断の中でやった。しかし、ずっと注意はしていこうということでやっています。決してそういうところを見ないと、渴きたような話をしているわけではありません。こういう中でやっていますので、我々は注意を怠ることなく必要があればすぐにでも取り組むということで考えています。

○議 長 ほかに。

これから質疑を行う方は何名いらっしゃいますか。

〔複数名挙手あり〕

続行したいと思います。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 点伺います。15 ページの下の方、保育士等処遇改善臨時特例交付金の件であります。729 万 6,000 円、先ほど来、いろいろ出ておりますけれども、平均すると全国平均だと 1 人当たり月 9,000 円ぐらいではないかというような報道がされています。実際、現場のほうでは臨時も含めて頭数で割ると、もっと低くなるのではないかという心配の声もあります。これは全部、国からの 10 分の 10 ですけれども、人数について、金額が出ているから人数も分かっていると思いますので、その辺を伺います。

2 点目は 37 ページ一番下、機械除雪費で 1 億円の追加であります。これまでも 5 億円追加され、今回また 1 億円足りないのか追加ということは分かるのですが、この機械除雪費が足りなくなるのは、今回は例年以上の降雪量であったということだけなのか。実際には予備費を使っているところの消雪パイのポンプとか修繕もしているのですが、消パイがうまく水が出なかったり修繕ができなくて、本来の消パイ路線を機械除雪しているところもかなりあると思うのです。そういうことも機械除雪費が増えてきている中に影響しているというような分析をしているのか。いや全くそういうことは関係ない、降雪量が増えただけなのだという分析なのかを伺います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ご質問の保育士等の処遇改善を受けた人数ですが、今、議場のほうにその人数をもった資料を持ってきましたので、調べてご報告いたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 申し上げます。学童につきまして、金額についてはこの内数ですけれども、114 万 6,000 円分で人数が 74 人でございます。平均にすると恐らく 7,800 円ぐらいになるのではないかと思いますけれども、学童につきましては、フルタイムではなくて時間が限られておりますので、その分そのような形になっております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪費の関係でございます。消パイ路線の振替で除雪を行っている路線は当然ありますけれども、それについてばかりではなくて、今年については累計の降雪日数が昨年はちなみに 44 日ですけれども、今年については 52 日ということで、非常に降雪日数が多くなっております。それに比例して、除雪費も増えているということで現場は捉えておりま

す。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 最後のほうの除雪ですけれども、消パイ路線で出なくて修繕をお願いしているけれども、シーズン中は待ってくれ、できないから機械除雪になります、というところはかなりあるのですけれども、そういうところがどれだけ影響しているかというようなことを、きちんと見ているかどうかだけ再度お願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 当然、距離はありますけれども、それについてはそこまでのそれが増えたからといって、除雪費が大々的に増えるということではないと思っております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 45 ページ、体育施設整備事業費、施設改修工事費 1,800 万円の減額補正についてお伺いします。大原のテニスコートの修繕が 8 面でありましたけれども、当初予算に対して大変な減額補正だと思っています。この減額の率ですね、6 分の 1 を超えていると思っていましたので、競争入札であるのでこういう結果かと思っています。そこら辺の事情をお聞かせ願いたい。

については、これは 8 面の補修でありましたので、残り 12 面あるわけですけれども、この 12 面について、この金額であるならば来年度予算、これから審議があるのですけれども、あるいはその次ということで順次計画して全面張替えということになるのだろうけれども、今回の減額補正を見た中で残りの面数であったり、それから従来からずっと要望がありますけれども、センターハウスの建設ということについて、どのような議論があったのか。そこら辺を教えていただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 減額の理由でございますが、当初予算にはここのテニスコートは人工芝、オムニコートというコートが貼られておりまして、非常に性能がいいコートになっております。そのオムニコートで張り替えた場合を想定しまして予算計上をさせていただきました。その後、オムニコートの後発品といいますか代用品ですね。代用品があるということが分かりまして、それらを業者さんのほうからお見積りをいただいたところです。それらを参考にさせていただいて、価格設定をさせていただいたところ、その単価が下がったというようなことで、具体的には平米当たり 8,900 円でみていたものを、6,035 円という単価で見直しをさせていただいた。それがおよそ 5,500 平米ほどございましたので、そのような価格の減少につながったということになっておりますが、入札したところ最終的にはオムニコート自体の価格もそれで準備できるということになりましたので、張替えにつきましては全てオムニコートで張替えをさせていただいたということになっております。

8 面、12 面の話がございましたけれども、今回の事業につきましては toto の助成金をい

ただきながら、それを活用して行っております。私どもの計画では、totoの助成金につきましては、同じ施設に連続して助成をいただくというわけにはいかないという仕組みになっておりますので、その仕組みに基づきながら toto を引き続き活用して進めていきたい。具体的には、3年後に張替えを実施したいというような計画を立てているところでございます。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）答弁漏れがありました。すみません。センターハウスにつきましては、総務文教委員会で以前、ご報告をさせていただいたところで、予算を1回流しております。その内容につきましては、当初、レンタルで設置しようということでございましたけれども、なかなか場所の問題とか、あとは高さの問題。これは建築基準法をクリアしなければいけないというようなところがあって、例えば2階建てにすれば、これはもう仮設ではいけないだろうということで考えております。どこの位置にどのぐらいの範囲を見渡せるようなものを造れば、一番効率がいいのかということを、また関係機関と話をして計画を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 公共工事でありますけれども、こういった競争入札するとこれほどになるのかというのがあります。それにしても教育部長あれですよ、センターハウスについてはずっと議会の中でも発言をさせてもらっているわけです。答弁はほぼ変わらないのです。したがって、今回これだけ圧縮できるということの中で、やはりこれは何とかしなければならないという進んだ議論が、私はあったのだらうと思っております。それがなかった。非常に残念です。本当に担当部課長、利用されている団体の方々の話もずっと聞いていると思うのです。それに対してやはりきちんと答えていただきたいと。答弁が同じでは駄目なのです。だから結局、議論はあまりしていないということだったのだらうと思うけれども、非常に残念です。ですので、要望はするなということでもありますけれども、前向きな議論していただきたい。

終わります。

○議 長 教育部長。

○教育部長 議員のおっしゃることは分かります。ただ、関係団体と協議をさせていただいたときも、センターハウスよりも芝の張替えのほうを優先して行うようにという打合せをさせていただいておりますので、その方向性、今後どうなっていくのかも含めて、また関係機関と話をしていきたいと思います。

○議 長 保留していた答弁に答えられる部署がありましたら、挙手願います。

都市計画課長。

○都市計画課長 先ほどの梅沢議員からのご質問の、魚沼市役所から基幹病院のバスの利用状況の件でございます。昨年の10月1日から実証実験が始まりまして、10月においては大体1日平均6人強ぐらいだったのですけれども、1月時点で11人と若干増えてはございますが、まだまだ利用者数が少ないのが現状でございます。さらなる利用促進が必要だと考えてございます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保育園の処遇改善ですが、人数をずばりとちょっとお伝えできなくて。なぜかといいますと、基準額の算出の仕方が、単価掛ける人数という単純なものではありませんで、2つの要素からなっていて、補助金額の基準額というのがございます。それに年齢別平均利用児童数掛ける月数と国家公務員の改定の対応分ということで、補助金額掛ける同様な人数やれ、そういったものの合算の中で算出して交付ということになっています。

ただ、対象者はそこに働く保育士さんだけではなくて、例えば給食の方がいらっしゃればその方、運転員の方がいれば運転員の方、ですのでそれぞれの保育園の総数ということになります。ということなので、ぴたりと人数については後でといいますか、それでよろしいでしょうか。この場ではちょっと今、算出ができておりません。申し訳ございません。

○議 長 お二人ともよろしいですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。ふるさと納税寄附金、これは寄附という言葉がありますがけれども、私は実は勘違いしていたのです。国際大学のこの補助金ですね、寄附したければ直接、国際大学に寄附すればいいのです。南魚沼市を経由したら、1割が取られて1割が南魚沼市に使われて9割が国際大学に行くということなので、国際大学に100%寄附したいという人は、国際大学に直接寄附すればいいのですけれども、それをせずに南魚沼市を経由する唯一考えられる理由は、ふるさと納税制度というのが始まったおかげで、東京一極集中から地方にお金を回そう。所得がある程度ある人は、所得税を自分の住んでいる地域の自治体ではなくて、自分の出身のところとか自分が愛着を抱く地方の自治体に回すような、そういう制度。自己負担金2,000円だけで、例えば1億円稼いでいたら、1億円はちょっとあれですけども、400万円ぐらいは所得税の行き場所を選ぶことができる制度です。

なので、このお金を使って特定の団体に支援する場合は、私はこの特定の団体を通して、南魚沼市がどういうふうに利益を得ているかという議論が必ず必要になると思います。これは国際大学の支援コースが始まってから、2億円以上、3億円近くが国際大学に入っておりますが、国際大学の事業報告書を見ても、このお金をどうやって南魚沼市に還元したかという部分は全く書かれていない。私たちは南魚沼市、水道代金高い、自殺率高い、物すごい財政基盤が弱い自治体が、六本木に本部を構え学費が年間200万円、300万円かかる私立大学

で、教員の平均給与が70万円の私立大学に、2億円以上の補助金を出してきたわけです。その補助金はどうやって市民に還元されているかというのは、絶対に説明しなければいけないのに、今の答弁では大学様への応援コースに入っただけのお金だから、大学様に渡してあとはこちらからは関与しないという答弁でした。私はそれは違うと思います。

5月のアンケートでは、小学生、中学生、英語が好きという人が全国平均よりも低い。一般生活で英語を使う機会があるという子供が全国平均、県平均よりも低いわけです。国際学園都市という構想が40年前にあって、60か国、70か国のエリートの人たちがいるこの自治体において、このアンケートの結果は僕はあり得ない。国際大学と南魚沼市の関係性が今問われている。なぜ、若い教員がここに残っていかないのか。なぜ、若い医師が来てくれないのか。それは、私たち自身がこの地域に広がっている可能性に気づいて、広がって、連携してやっていく。子供たちに教えてあげる。そういった姿勢がないと、この地域に来てくれる若者はどんどん減っていくのではないのでしょうか。

国際大学の教員の平均給与は今70万円と言いましたが、ふるさと納税の補助金が始まる前は、教員の平均給与は64万円だったのです。それが6万円上がって70万円。この市内に住んでいる人で、平均70万円稼ぐ人はどれぐらいいますか。私はこれ自体が反対ではないのです。補助金を通して奨学金を出しているわけでしょう。だったら、奨学金がどういふふうにならば南魚沼市に還元されているのか。例えば、市内に住んでいる若者を国際大学に入れてあげた、奨学金に使われたとか。卒業後に奨学金を出した人が南魚沼市に残ってくれる。北里にあるような、そういう奨学金だったとかそういうふうな説明があれば分かるのですけれども、今の説明ではもうあげた後はお任せしましたみたいな感じなので、もう少しこの補助金に関してしっかりと説明が求められると思う。

正直、一般会計補正予算全部に反対するというわけではないのですけれども、当初予算が出てこないのでもうここしかタイミングがないと思ったので、本当に申し訳なくて、長いページの中の一部分だけで反対してしまって申し訳ないのですけれども、僕は南魚沼市はもっともっとできていると思っていて、国際大学の存在をもっともっと活用して連携していけば、この地域はもっとよくなると思うので、そういう思いで反対討論に参加させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者の理由、反対する議員の気持ちは恐らく同じだと思います。このふるさと納税寄附金の制度そのものがどうかということで議論されているものかと思っておりましたけれども、そうではなくて南魚沼市を經由して国際大学に行っているこのお金。補助金という名前ではありますが、南魚沼市を經由しているお金であるから、もっと南魚沼市のためになるように国際大学に使っていただきたいという、多分そういう思いであろうと思います。

ただ、補助金という名前ではありますけれども、これは反対者が言われたように直接、国際大学に寄附しても別に構わないのです。構わないのだけれども、それでも南魚沼市を通してやっていただくと。南魚沼市に寄附額の10%をいただけるということで、私はそのところはよしと考えなければならないとは思っております。

ただ、今後このふるさと納税寄附金制度はどうなっていくのか。あるいは、国際大学と南魚沼市の関係はどうなっていくのか。そこはまだまだ分からない部分があります。ありますけれども、お互いに国際大学は国際大学としての価値、存在意義を高めていく。南魚沼市は南魚沼市で国際大学を利用して、南魚沼市の価値そういうのを高めていく。お互いにウィン・ウィンの関係になる。そういう方向に進むように、議会としても提案していく必要があるだろうと思っております。

今回、提案された補正予算の中では、恐らく反対者とは気持ちに通じる部分はあるでしょう。しかしながら、この予算の執行について私は反対する部分はないと思っております。

以上、賛成討論であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第1号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第18号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時30分といたします。

〔午後3時17分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 日程第12、第2号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第2号議案です。令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策による国県補助金及び特別調整交付金のうち、直診施設運営に係る特別事情分の額の確定、並びに決算見込みによる保険税収入額の増額などによるものです。

歳入の主な内容としては、国民健康保険税に 1 億円、県の保険給付費等交付金に 8,733 万円、及び国の災害臨時特例補助金に 191 万円をそれぞれ増額し、一般会計繰入金 1,200 万円、及び支払準備基金繰入金 1 億 319 万円を減額するものであります。

歳出では、直営診療施設勘定繰出金を 8,605 万円増額し、一般管理費を 1,200 万円減額するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 7,405 万 4,000 円を追加し、総額を 56 億 2,857 万 7,000 円としたいものであります。

詳細につきましては市民生活部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、詳細について事項別明細書でご説明いたします。8 ページ、9 ページ、歳入をお開きください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の現年課税分に 1 億円の増額です。当初予算の策定時には、新型コロナウイルスの影響による所得の減少などがどの程度になるか非常に見込みが難しく、大幅な減収を見込んでいたところですが、前年所得等による調定額、収納率とも、前年度に近い水準で推移していることから増額とするものです。

次の 3 款 1 項 1 目県補助金の保険給付費等交付金は、説明欄、特別交付金に 8,733 万円の増額。このうち国保直営診療施設整備事業費の確定分として、大和病院、市民病院の医療器械整備に対する補助分で 550 万円、及び国保直営診療施設の運営に特別に要した費用分として、病院の電子カルテシステム更新ほか、などの算定で 8,055 万円。これらは歳出で病院事業会計に繰り出すものです。このほか、新型コロナウイルス感染症対応分として、保険税減免分に対する補填措置のうち、10 分の 4 に相当する 128 万円を新規で計上し、合計で 8,733 万円の増額です。

次の表、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、人事異動ほかに伴い人件費繰入金 1,200 万円の減額。1 つ飛ばして一番下の表、8 款 1 項 2 目国庫補助金の災害臨時特例補助金は、191 万円の新規計上で、先ほどの新型コロナウイルス感染症による保険税減免分についての国からの財政支援で、こちらの補助金に残りの 10 分の 6 の計上であります。令和 3 年度当初は、国の補填は 2 割の予定でしたが、その後の通知で 4 割となり、最終的には前年度と同じく合わせて 10 割の補填に変更されたものです。今回交付額の確定に伴い計上するものです。

1 つ上に戻って 5 款 2 項 1 目支払準備基金繰入金は、これらの歳入及び、次ページの歳出の差引調整により、1 億 319 万円の減額となります。令和 3 年度当初予算では、基金のほぼ全額となる 2 億 7,000 万円を繰り入れての予算編成でありましたが、保険税の実績見込みや 9 月の前年度繰越金により、計 1 億 5,700 万円を戻せたこととなります。

続いてめくっていただき、10、11 ページの歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動等に伴う職員給与費 1,200 万円の減額。次の表、3 款 1 項 1 目納付金の一般被保険者医療

給付費分は、財源更正になります。最後の表、7款2項1目直営診療施設勘定繰出金は、歳入で説明しました病院事業での施設整備ほかに係る交付金の額の確定により8,605万円の増であります。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第3号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第3号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、第1号被保険者保険料の収入見込み及び職員給与費の決算見込みに基づくものです。

歳出の主な内容としては、職員の産休・育休及び人事異動に伴う職員給与費の減額、並びに収支の精査結果に基づき準備基金積立金を増額するものであります。

歳入では、第1号被保険者の保険料の増額、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免による介護保険料の減収分の補填として国庫補助金を追加計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額に変更はなく、69億6,752万2,000円であります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第3号議案につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書で説明い

たしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。初めに歳入ですが、市長説明にありました、第 1 号被保険者保険料の増額、及び国庫補助金の追加が主な内容となっております。

最初の表、1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の方の現年度分保険料につきまして、収入見込みにより、特別徴収保険料を 280 万円、普通徴収保険料を 440 万円、それぞれ増額するものです。

次の表、4 款国庫支出金、2 項 7 目介護保険災害臨時特例補助金は、いわゆるコロナ減免による介護保険料の減収に対する補填として、当初国は 10 分の 4 の補填としていたものを、10 分の 10 の補填としたことで 129 万円を追加計上するものです。

一番下の表、8 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金は、歳出における人件費の減に伴うもので、850 万円を減額するものです。以上が歳入の内容です。

次に歳出です。10、11 ページをお願いいたします。歳出は職員給与費の決算見込みによる減額が主な内容です。最初の表、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、説明欄記載の職員給与費で、産休・育休、及び人事異動による決算見込額、850 万円の減額。この減額に連動し、先ほどの歳入、一般会計繰入金も減額となるものです。

次の表、5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、保険料の増額と国庫補助金の追加により、積立金を 850 万円増額するものです。以上が歳出の内容です。

補正予算の詳細説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 3 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 4 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 4 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算

(第3号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において、実績見込みによる患者数の減により、外来収入の減額、新型コロナワクチンをはじめとした予防接種の増による、その他の診療収入の増額、及び歳出の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額したいものであります。

歳出では、職員の雇用形態の変更、診療形態の見直しによる職員給与費及び任用職員報酬等の減額、並びに実績見込みによります需用費の減額により施設管理費を減額したいものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算をそれぞれ 1,204 万 8,000 円減額しまして、総額を 1 億 92 万円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第4号議案につきましてご説明申し上げます。事項別明細で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、市長説明にありました、患者数の減や予防接種の増に伴うものが主な内容となっております。最初の表、1款診療収入、1項1目外来収入は、患者数を日25人としていたものを実績見込みにより、日18.3人として、1,200万円の減額。また、過年度分の外来診療費の納入に伴うもので、7,000円の計上であります。

次の表、3項2目その他収入は、新型コロナワクチンをはじめとした予防接種の増により、994万円を追加計上いたしました。

次の表、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、次に説明します歳出の減に伴い一般会計からの繰入金を1,000万円減額したいものです。

次に歳出です。10、11ページをお願いいたします。歳出は、診療形態の見直し等による人件費に係る減額が主な内容です。

1款総務費、1項1目一般管理費で、説明欄の職員給与費に係るものは、常勤看護師1名が定年退職により再任用職員になったことに伴うものなど、実績見込みにより280万円の減額です。

次に、説明欄の一般管理費は、まず、診療日の見直しについて、土曜診療の振替分として、月曜日は患者数が少ないこともあり、第4月曜日を休日としたこと、また、医師の担当変更があったこと。次に、診療時間の見直しについては、午後の患者が少ないことから、診療時間終了を16時から15時30分に前倒ししたりして、医師を含む任用職員の勤務時間を短縮したこと。こうした診療形態の見直しによる実績見込みによりまして、任用職員報酬等で、850万円減額するものです。また、燃料費については、暖房用ボイラーの不具合によりまして、重油使用から灯油用ヒーターへ変更したことにより、74万円の減額です。以上が歳出の内容です。

補正予算の詳細説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 点だけ、歳出のところで教えていただきたいのですが、重油ボイラーが故障して、今、石油の暖房ということですが、重油ボイラーも大分老朽化してきていると思うのです。今後は修理して使えるのか、もう暖房方法を切り替えていくのか。その辺、もし方針ができていましたら教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 暖房用のボイラーですが、業者さんに修理して再発をしまして、その後また同じような内容になったということで、業者のほうから、これはもう入替えをしなければ駄目だというようなことになりまして、今現在は灯油用ヒーターで行っているということでございます。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうするとまだ今後は検討中ということで、入れ替えるのか、灯油に切り替えるのか、そこまではまだ決まっていないということでしょうか。すみません、お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 頑張れば何とか修繕費をかけてもということなのですが、いよいよもう入れ替えなければ駄目だというような、今のところそういう考えでおります。

以上です。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 4 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 5 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第5号議案です。令和3年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、給水収益の増と決算見込みによる消費税額再計算の結果、営業外費用となる消費税の追加納付が見込まれるということから、必要となる費用を増額計上させていただくものであります。

事業の経営成績を示す、収益的収入及び支出についてであります。収入につきましては、営業収益を773万円増額、収入合計を19億4,489万9,000円としたいものであります。支出につきましては、営業外費用を1,604万円増額して、支出合計を18億9,547万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道部長に説明をさせます。どうぞよろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 上下水道部長。

○上下水道部長 補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。実施計画明細書によりご説明いたします。

議案書の最終6、7ページをご覧ください。収益的収支の収入につきまして、右側節欄、給水収益に当たる水道料金を増額するものです。当初予算では、給水人口の減少による料金収入の減を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症による経済影響を受けながらも、一般家庭及び官公庁・学校における給水量が堅調に推移したことから、増加につながったものと分析しております。

支出につきまして、料金収入の増額や、資本的収支の支出となる建設改良費の執行減額が見込まれ、仕入れに係る控除税額も減額になることから、消費税及び地方消費税の増を計上するものです。

次に4ページ、5ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。今回の補正予算の計上により、業務活動によるキャッシュ・フローは、850万円のマイナス。右側、差引合計の資金増減も同額のマイナス。よって、期末の資金残高を17億7,000万円と見込むものであります。

説明は以上となります。

○議長 長 質疑を行います。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 消費税の支出増ですが、入ってくるのは700万円しか増えないので、そうするといくらか増えませんが、経費でこれだけ支払いが当初予定より減ったということですね。1,600万円ですから、1割で計算すると1億6,000万円の支出減になったということで、そういうことなのだと思いますが、一応確認させてください。

○議長 長 上下水道部長。

○上下水道部長 説明が不足で申し訳なかったのですが、建設改良費、4条予算のほうですね。その支出のほうが後年度に約1億数千万ずれ込んだものですから、支払いの税額、要は仕入れの税額が減ったという形で、納付する税額が増えたということになります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 料金収入ですが、一般家庭と学校、官公庁等が堅調に推移したということですが、堅調に推移した理由みたいなものがもし分析できていたら教えていただきたいと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 増の理由につきましては、一般家庭であれば、やはり巣ごもり需要、手洗いなり、うがいなりという形で水道量はやはり増えたのだらうと考えておりますし、学校についても、学校、官公庁ですね、現場としては当然動いておりますので、その中で手洗いなり、うがい等の使用量の増が見込んだよりも増えていたと考えているところです。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第6号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第6号議案でございます。令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は主に補助金の額の決定と大和病院の医業収益の実績による事業収益の増加と費用に係る不足分を補正するものであります。

収益的収支の収入については、大和病院事業では、入院収益を1,500万円、外来収益を500万円、及びその他医業収益を1,500万円、それぞれ増額いたしました。医業外収益においては、他会計補助金では国保会計補助金を4,054万円増額し、国庫補助金において270万円を

新たに計上しました。

市民病院事業では、医業外収益において、他会計補助金では国保会計補助金を 4,001 万円、県補助金を 380 万円、それぞれ増額し、国庫補助金において 735 万円を新たに計上、その他特別利益を 5,000 万円減額いたしました。

以上によりまして、収益的収支については、収入では大和病院事業収益を 7,824 万円増額の 14 億 5,444 万円とし、市民病院事業収益では 117 万円増額の 39 億 8,057 万円とし、収入総額を 54 億 3,501 万円としたいものであります。

支出につきましては、大和病院事業の医業費用について、給与費を 1,900 万円、材料費では新型コロナ検査試薬の購入増加などから 1,400 万円をそれぞれ増額し、3,300 万円増額の 14 億 920 万円といたしました。以上により支出総額を 59 億 2,192 万円としたいものであります。

資本的収支の収入については、大和病院事業、市民病院事業の両事業において、企業債を 280 万円減額し、他会計繰入金で 275 万円増額して財源を振り替えるものであります。以上によりまして、資本的収入につきましては、大和病院事業では 5 万円減額、1 億 498 万円。市民病院事業では資本的収入を 5 万円減額、2 億 1,947 万円とし、企業債の限度額を 560 万円減額して、9,970 万円としたいものであります。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費について 1,900 万円を追加することから、合計を 32 億 4,511 万円とし、たな卸資産購入限度額の補正につきましては、1,400 万円増の 10 億 948 万円としたいものであります。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、詳細につきましてご説明を申し上げます。実施計画明細書によりご説明申し上げます。

10 ページ、11 ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございます。収入では、1 款大和病院事業収益におきましては、1 項医業収益、1 目 1 節入院収益におきまして、診療単価が 1,000 円程度上昇が見込まれることから 1,500 万円の増額。2 目 1 節外来収益におきまして、同じく診療単価が 120 円程度上昇が見込まれることから 500 万円の増額といたしました。3 目その他医業収益、2 節公衆衛生活動収益におきまして、新型コロナワクチン接種の実施実績から 1,500 万円の増額といたしました。

3 項医業外収益、1 目他会計補助金、2 節国保会計補助金におきまして、電子カルテ入替えによる経営合理化に対する国保直診施設特別調整交付金としまして、電子カルテ入替えによる経営合理化に対する助成で 4,000 万円。療養環境の整備等に対する助成で 54 万円。合わせて 4,054 万円を追加。5 目 1 節国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係るものとして 270 万円を追加計上いたしました。

以上によりまして、1 款大和病院事業収益を 7,824 万円増額し、総額 14 億 5,444 万円といたしました。

続きまして 2 款市民病院事業収益では、3 項医業外収益、2 目他会計補助金、2 節国保会計補助金におきまして、大和病院事業と同様に国保直診施設特別調整交付金としまして、電子カルテ入替えに係る経営合理化に対する助成で 4,000 万円。医師等の確保に要した費用に対する助成で 1 万円。合わせて 4,001 万円追加いたしました。3 目 1 節県補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係るものとして 380 万円を、6 目 1 節国庫補助金におきましても、735 万円を追加計上いたしました。

4 項特別利益、2 目その他特別利益、1 節その他特別利益におきましては、正面玄関庇の完成が 6 月末を予定しており、建物損害共済金の確定もその後になることから全額を減額し、令和 4 年度予算に改めて計上するものであります。

以上によりまして、2 款市民病院事業収益を 117 万円増額し、総額 39 億 8,057 万円といたしました。

次に収益的収支の支出でございます。支出につきましては、1 款大和病院事業費用において、1 項医業費用、1 目給与費におきまして、職員数の増に伴い、1 節給料では 1,700 万円、5 節法定福利費で 200 万円を増額いたしました。2 目材料費、1 節薬品費におきましてコロナ検査試薬等の購入の増加によりまして 800 万円増額し、2 節診療材料費におきまして、感染防止対策関連の診療材料の高騰などにより 600 万円を増額いたしました。

以上によりまして、1 款大和病院事業費用を 3,300 万円増額し、総額 14 億 920 万円といたしました。

続きまして 12 ページ、13 ページをご覧ください。資本的収支の収入になります。1 款大和病院事業資本的収入におきまして、1 項 1 目 1 節企業債では、280 万円減額とする一方、2 項繰入金、1 目他会計繰入金、2 節国保会計繰入金を、内視鏡システム購入に係る交付金が内定したことから 275 万円増額し、財源を振り替えるものです。

以上により、1 款大和病院事業資本的収入を 5 万円減額し、総額 1 億 498 万円といたしました。

続きまして 2 款市民病院事業資本的収入におきましては、1 項 1 目 1 節企業債では、280 万円減額とする一方、2 項繰入金、1 目他会計繰入金、2 節国保会計繰入金を、麻酔機器等の購入に係る交付金が内定したことから 275 万円を増額とし、財源を振り替えるものです。

以上によりまして、2 款市民病院事業資本的収入を 5 万円減額し、総額 2 億 1,947 万円といたしました。

ページを戻っていただきまして 8 ページ、9 ページをご覧ください。こちらは病院事業の予定キャッシュ・フローの計算書になります。現金の収入・支出、資金の変動を表したもので、資金の期末残高としまして 4,451 万円としております。

2 ページに戻っていただきまして、第 4 条になりますが、企業債の補正につきまして、企業債の限度額を 560 万円減額し、9,970 万円としたいものであります。起債の方法等の変更

はありません。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費について1,900万円の増額に伴って額を改め、第6条のたな卸資産購入限度額の補正では、材料費の増額により、額を改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 11ページ、市民病院事業のその他特別利益5,000万円減額、建物損害共済金、庇の部分でありますけれども、これに関連してであります。部長の説明のように、再建築は終了していませんので、この金額について確定はしないということであります。

これに関連して、午前中市長の施政方針の中で、この庇倒壊については、職員の処罰、並びに病院事業管理者の報酬について、一部自主的返納という話がありましたけれども、私はこの倒壊事故に関しては責任を明確にするべきだということを議場内でも発言させていただきました。それを受けてどのような委員会が開かれて、どのような形でこれが処罰であったり、返納があったりということになったのかと、そこら辺のいきさつをお聞きしたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ただいまのご質問ですが、処罰等につきましては、市の規定に基づきまして懲戒審査委員会に諮りまして、ご決定いただきました。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そういう委員会が開かれた中で、担当職員ということでありましたけれども、内容的には減給処分であったのか、あるいは訓告、戒告ということについても発言がないわけですね。その中身の説明もしていただきたいし、委員会の中で、やはり市民病院の設置責任者は市長であるわけですから、市長の責任ということについてはどのような議論があったのか、そこを教えてください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 懲戒処分審査会の事務局をしておりますので、こちらで回答させていただきます。市のほうは処分についての公表基準というものを定めておりまして、その内容に基づいて公表します。今日市長が申し上げた処分があったということは公表させていただきましたが、内容は公表基準によって発表になりますので、今回はこれ以上のことは申し上げられないような状況です。

以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 総務課長。

○総務課長 今回病院事業でありますので、地方公営企業法上、事務管理というのは当然事業管理者の権限でありますので、その部分で事業管理者自らそういった返納というか、そ

ういった申出があったと考えておりますので、そこで市長の責任を問うとか、そういうことではないと考えております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 懲戒委員会の中で、そのルールに従って調査が行われて、どういうふうにするかということが決まったのであると思います。しかしながら、こういうような事故が発生した場合については、やはり最高責任者である市長ということも、責任を明確にしていたくということが私はあると思うのです。病院事業のトップは病院事業管理者である、公営企業なのだ、そういうことでは私は市民の皆さんは、私もそうですけれども、納得できないところがあるのです。

やはり、市の事業の最高責任者である市長がどういような責任を明確にするのかというところが、あってしかるべきだと私は思っているのです。委員会の中ではそういうのがなかったとするならば、それこそ病院事業管理者は自主的に返納だということになったわけありますから、自主的に返納ということであれば、懲戒委員会の中で、何%の何か月ということではなかったと思うのです。その中でも自主的に返納するということは、それなりの責任を感じになったのだろうと私は思っているのです。ですので、市の行政のトップである市長ということではどうなるのかということは、聞いておきたい。聞いておかなければならないと思うのですけれども、答弁願います。

○議 長 岡村副市長。

○岡村副市長 地方公営企業法上、病院の財産の取得、あるいは売却、管理は、事業管理者の責任なのです。公営企業法の何条だったか忘れましたが。ですので、そのルールからいっても、はっきりしたい、はっきりしたくないということではなくて、法律上そうなっているのです。したがって、管理、財産規程のほうもそうですが、事故があった場合は事務部長が管理者に報告するというふうにルートが決まっている。その間に市長に報告するというルールはない。ですから、後ほど事件が収まってから管理者が市長に報告するということはあり得るでしょう。そうではなくて、その一連の部分については事業管理者の範囲でやられるということです。

それからもう一点は、私も懲戒審査の中ですが、事業管理者を懲戒審査委員会で云々かんぬんするということはできません。もともと病院事業管理の中でやるべき問題であって、たまたま市長部局は懲戒審査がありますので、懲戒審査の中で例として市長部局の場合はこうだということでやらせていただいたということでご理解いただく以外、私はないと思います。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 11 ページの大和病院の入院収益と外来収益、これが診療報酬の値上がりというふうにおっしゃいましたけれども、だとすれば市民病院のほうはどうなのかと思ったの

ですが。

もう一つ、大和病院の職員給与 1,700 万円、これは何人分のどれぐらいの期間なのかというのと、あと支出の診療材料費 600 万円、これが材料の高騰ということでしたけれども、この材料の高騰なら、それも市民病院には当てはまらなかったのかということ、その 3 点お願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、1 点目の入院、それと外来の単価ですが、これは診療報酬の単価が上がったということではなく、説明不足で申し訳なかったのですが、診療内容によっていろいろ材料を多く使ったりとか、手厚い診察をすることによって単価が上がってきます。その意味合いですので、ご承知おきください。

それと給料ですね。給料ですけれども、一応看護師ですとか、介護支援専門員、それから非常勤の内科医師、会計年度任用職員等、おおむね 5、6 名を予定しております。

もう一点、材料費。どうして市民病院はということだったのですけれども、市民病院におきましては、12 月補正で補正をさせていただいております。

以上になります。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いいたします。また 12 月に引き続いてたな卸資産の購入限度額の関係ですけれども、たな卸資産購入限度額設定、当然無駄遣いをしないように限度額を設定しながらやるというのは私はもちろん理解しているのです。12 月議会で 9,000 万円近く限度額を補正しまして、ここでまた 1,400 万円ぐらいですか。ということはそれだけたな卸資産がはけているというか、ということだと思うのです。

資産の限度額をいくら設定したって、購入しなければ全然変わらないわけですけれども、ここでまた限度額の補正をするということは、たな卸資産がはけているということですので、これで 10 億——約 11 億円のたな卸資産になりましたよね。2 年前は 8 億ぐらいだったのです。非常に 2 億増えているということは、無駄遣いをしないためにたな卸資産の限度額を設定しているという、そのブレーキといいますか、歯止めみたいなのがきちんと効いているのかというところが、ちょっと素人ながら気になるので聞いてみたいのです。

それで、このたな卸資産、これほどどんどん増えるというのは、例えば私が想像するに薬品費とか、診療材料費とか消耗品費とか、そういうものがいろいろあるのですけれども、いま材料費の高騰によるという説明がありましたけれども、何がこういうふうになって 12 月に引き続き、また限度額の増の設定をしなければならなくなるのか。その辺の中身を私は分からないので説明いただきたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、たな卸資産の限度額ですけれども、これは今回材料費で 1,400 万円追加の補正計上をさせていただいております。それに基づきまして、限度額も予算に合わせて上げさせていただいているということになります。

それとあと材料費の高騰ですけれども、これは衛生材料ですね。感染症に係る衛生材料。グローブですとか、それから消毒液、そういうものも高騰しておりますし、あと歯科に係る金属、金ですとか銀、そういうものが非常に高騰しておりますて、その部分の費用の見積りをさせていただいております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は素人なので、ここまで来ると、そうですか、と言うしかないわけですが、やはり心配なのは、購入限度額を設定して——先ほど言いましたように、無駄遣いがないように限度額を設定するのだけれども、限度額を設定すれば、そこまで使っては……。逆に、逆の方向に私は限度額設定というのがいってしまうとあまりよくないというふうな思いがあって質問しているのです。

したがって、少し確認したいのですけれども、どんどん残念ながらといいますか、いろいろな材料費の高騰でたな卸資産の限度額が増えていきますけれども、この限度額設定というのは事務サイドから見て、致し方ない、適正な設定だというふうに、一応事務サイドの言葉としてお聞かせといいますか、考え方を聞かせていただきたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 説明が不足大変申し訳ありません。この限度額につきましては、起債のほうの限度額と考え方は多分似たようなことになると思うのですが、限度額を設定したからといって、そこまで全部フルに使用する、購入するわけではありません。最終的には使ったもの、予算で一応その材料費ですとか、灯油ですとかが決まっていて、それをマックス見込んで、それ以上の購入はないということで限度額を設定しておりますので、無駄遣いしているということではなく、予算の数字に合わせて積み上げているということになりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 11 ページの収益的収入ですけれども、国保会計補助金で、電子カルテの入替えて 4,000 万円、市民病院と大和病院がきているのですけれども、これは病院の規模にかかわらず同じ額が交付されるという考えでよろしいですか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 これにつきましては、これも限度額が決まっておりますて、その範囲の中でいただいている金額になります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第7号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第7号議案であります。令和3年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算により社会資本整備関連の補助金を追加し、建設改良費の増額を行うものであります。資産投資となる資本的収入及び支出についてであります。収入につきましては、企業債と補助金をそれぞれ5,100万円増額し、収入合計を24億933万円としたいものであります。

支出につきましては、建設改良費を1億200万円増額し、支出合計を34億193万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道部長に説明をさせます。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。実施計画明細書によりご説明をいたします。

議案書の最終6、7ページをご覧ください。資本的収支の収入につきまして、右側説明欄、国庫補助金の不足財源分として下水道事業債を増額、国補正予算による社会資本整備事業の各交付金を増額とするものです。

支出につきまして、六日町市街地の雨水幹線布設工事、汚水管渠布設工事を追加実施するものです。

次に4ページ、5ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書になります。今回の補正予算の計上により、投資活動によるキャッシュ・フローは5,100万円のマイナス。財務活動によるキャッシュ・フローは5,100万円のプラス。差引合計の資金増減は変更なしと見込むものであります。

説明は以上となります。

○議 長 質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　もし分かったら教えてもらいたいのですけれども、支出7ページで、雨水幹線等の布設工事ですけれども、具体的な場所等がもし指定できるのであれば、ちょっとどこのどういう工事が教えていただきたいと思います。

○議　　長　　上下水道部長。

○上下水道部長　雨水幹線につきましては、寺裏雨水幹線用水路、市役所の前を出まして、神社があると思うのですけれども、そこへ大きな水路が国道17号と平行に走っております。その部分、建設課と同時施工でやっている部分であります。あと污水幹線につきましては、一部開発が見込まれる土地がありまして、そこへの市の污水管の布設工事になります。

　　以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第7号議案　令和3年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第18、第16号議案　南魚沼市大崎体育館条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　それでは、第16号議案　南魚沼市大崎体育館条例の制定についてご説明いたします。本条例は、大崎3852番地1にあります、南魚沼市研修道場について、既に平成16年に設置条例が制定されているところですが、今回はその名称を南魚沼市大崎体育館に改め、また管理運営の方法を市直営管理から指定管理に変更したいため、条例の全部改正を行いたいものであります。

現在、本体育館は、商工観光課が所管しており、大崎ダムキャンプ場と併せて大崎行政区が管理を受託し、施設の維持・管理業務のほか、使用申請の受付から貸出しまで行っていたいております。

しかし、現在の条例では、使用料が無料となっており、利用時の光熱水費等を全て市において負担していることから、市の負担は多く、利用者から利用料金を徴している他の市内の体育館等と整合が取れない状態となっております。

さらに、現在は施設の管理から貸出業務まで行政区に委託しておりますが、問合せや受付

のために常時人を配置したり、非常時にもすぐに対応したりする体制をやはりなかなか取れないということから、うまく施設開放できないことがありました。

そのため、利用者の利便の向上や、利用者負担の公平性を担保することが必要と考えることから、これら管理運営業務を十分担うことができる民間事業者等による管理運営に変更し、これらの課題を解消すべく全部改正したいものであります。

また、市内にあるほとんどの屋内体育施設は教育委員会で所管し、施設の維持管理、市民や合宿など利用者への利用・開放も含め一元的に維持管理、運用しており、市民をはじめとする利用者もこれに慣れていることから、本施設についても施行日をもって教育委員会に移管し、他の屋内体育施設と同じく担当窓口を統一し、利用者の利便の向上と施設管理効率の向上に努めたいと考えます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。議案名は、南魚沼市大崎体育館条例の制定についてで、南魚沼市研修道場条例の全部を改定するものであります。

第1条の設置目的は、市民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与することを目的として、南魚沼市大崎体育館を設置するものであります。

第2条の位置は同じ。第3条は現条例では、管理運営となっておりますが、管理は市長が行うこととなっております。しかし、これを指定管理に移行したいことから、指定管理者による管理に改正し、以下、第4条まで指定管理者が行う業務となっております。

第5条、めくっていただき2ページの第6条までが、開館時間や休館する日について、第7条から第9条までが利用の許可に関する規定、第10条から3ページにわたっての第12条までが、利用料金の徴収や減免、不還付など利用料金の取扱いに係る規定、第13条が原状回復の義務、第14条が損害賠償、第15条が施行に関する必要事項の委任についての規定となっております。

なお、第10条第2項の利用料金は、めくっていただき4ページ別表のとおりで、他の市内屋内体育館と同様の料金表となっております。また、所管替えを行うことで、管理が教育委員会に移ることから、全部改正の各条文の内容も所管替え先の教育委員会の他の屋内施設の設置条例と同じ内容となっております。

附則第1項といたしまして施行期日は令和4年7月1日とし、附則第2項から第4項において、指定管理者不在等期間があった場合の管理業務及び使用料の徴収業務については、教育委員会がこれを行うこととし、これも他の教育委員会所管施設の条例と同様の規定としております。

また、7月1日から円滑に指定管理を開始するには、その前に指定管理者選定の手続が必要となることから、めくって4ページの附則第5項では、指定管理者の指定に関する手続及び大崎体育館の管理を行うために必要な準備行為は、この条例の施行期日前においても行うことができることと規定しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 研修道場ということで、令和3年度、令和4年度と、それで予算書には載せてあるわけですが、今度は商工観光課から教育委員会に管理を移管するということになります。これによって、利用者の利便を図るという、そういう面もあったと思うのですが、ずっとやっている大崎地区の方たち、ボランティアを含めて、相当丁寧に掃除も含めてやっていただいているのです。

ただ、あそこに常駐の管理者がいないので、借りるについては近所のうちに鍵を借りたりというようなやり方をずっとやってきた。それを利用料をもらえるような形にするということで、果たして今までの利用の仕方にとって利便性が上がるとは考えにくい部分もあると思います。

ですので、利用料金をもらうために改正するというもののほかに、やはり利用者の利便性を上げるということが私は一番だと思うのです。それについての、指定管理者が決まるまでの期間ですよね。そこについてどういう配慮をするのかというのをお聞きしたい。

2点目は指定管理者でありますけれども、教育委員会がやって、それからとなると、一般的に考えるとこういう体育施設は、市の文化スポーツ振興公社、こころを念頭に公募するのかなと思います。実際地元の行政区の中でもやってみようかという団体が出てくれば、それは排除するものではないだろうということなので、そのところをまず2つ目としてお聞きしたい。

それから、この施設については冬場、除雪もありますけれども、非常にそこに行くのが困難であるということで、冬期間使用しないと。恐らくあそこは冬囲いをして、そのまま誰もいないような状況がずっと続いていたのですけれども、冬期間使用しないということになると、なかなか春になってからという、雪割りはいつだとか、掃除はどうするとかという問題も出てくる部分がある。そうすると指定管理になった後でも、冬場はこれだと休むということになっていくけれども、誰も行かずにあのまま放っておいて、雪解けとともに指定管理者が行って準備すると。そういう形で冬場の管理というのを考えているということなのか、3点お伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 では、2点目は教育委員会のほうから話していただくとして、1点目と3点目についてお話しします。

まず、利用者の利便ということです。やはり地元で管理いただいているというのは非常によろしいのですけれども、市民であったり、外部の方に対して、なかなか研修道場というものがあるというのが認知されづらかったというところがありまして、やはりその中では教育委員会の所管にすることによって、ほかの施設と一元でそういうところをPRもできでしょうし、告知ができるということで、利用者の利便については向上するのではないかと思います。

います。4月から6月までは商工観光課のほうで管理をいたしますので、そこについては大崎行政区さんのほうにお願いするお話で終了しておりますし、その後、指定管理のほうに移行させていただくことについても、大崎行政区さんについてはご理解いただいているところです。

あと3つ目ですけれども、冬場です。例えば令和2年度あたりの利用状況というのをいただいています、冬期間についても除雪の、雪が降ったときの使い方、なかなかアクセスの問題はあるのですが、冬期間についても解放していますし、使われているのです。なので、そのところは利用者のほうについても配慮していただく時期はあるのかもしれませんが、基本的に今でも冬も利用していただいているので支障がないものだろうと考えております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2点目の公募についてお答えいたします。議決をいただいた後の話になりますけれども、議決をいただければ速やかに公募する手続を始めたいと思っております。その中に現在の指定管理者の候補者と、そういったお話もございましたけれども、確かにそういった現在の指定管理者もございますが、ほかの団体の方ですとか、そういった方々の申請を妨げるものではございませんので、広く公募してまいりたいと考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あそこは特に剣道であったり、畳を敷いて柔道であったりというところで、旧大和町の時代からまさに研修道場ということで、道場としての活用も多かった。研修という意味でいけば、大きなお祭り等々もありますけれども、それについても地元が非常によく掃除をしながら使っていただいているという部分もあります。

そうすると、部長が言ったとおりに利便性を高めるためにやっているのだということであるなら、まず、今まで使っていた方たちの利便性が、指定管理をやることによって制限されるということがあってはならないわけです。そこら辺は十分注意してやられると思いますけれども、特に雪解けの4月から指定管理者の管理が始まる7月1日まで、4月、5月、6月の3か月でありますね。商工観光課がそこを管理するということでもありますから、きちんとした管理がなされると思いますけれども、ではこの間、商工観光課のほうであそこに誰かを置いてきちんとやると、そういうことですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 4月から6月までは大崎行政区さんのほうに委託という形。今まで同様ということをお願いしておりますので、そういう形で進めます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 利用料金の件で大変また恐縮でございますけれども、今までの利用料金からするとかなり安くなっているかと思って、その面に関してはよろしいのですけれども、一

般的には、例えば市外の利用者は 1.5 倍と見ております。そうした中で、この利用料の設定の仕方を他の体育館と同じというふうに言われていました。例えば具体名を出して恐縮ですが、五日町雪国スポーツ館だとか、小中学校とはまた違うわけであります。その考え方というものを、どのようにお考えでいられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今、具体名で雪国スポーツ館というようなお話もございましたけれども、雪国スポーツ館と同じでございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 雪国スポーツ館と同じですけれども、小中学校の体育館とは違うと私は認識しております。そういう面で、この体育館の利用者が少なかったというのは、私は利用料金がすごく高かったというのを懸念しているのです。そういうところに今後を考えたときに、なぜ一般的な 1.5 倍という料金のセッティングをしなかったのかということをお聞きしているのであります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 点だけ少しご理解いただきたいのが、利用料金について現条例は南魚沼市内の方については無料です。なので、やはりそのほかの施設については、例えば教育委員会のいろいろな雪国スポーツ館も含めて、そういう施設については市民の方も団体登録されたりしているケースもありますけれども、やはり使う上で無料ということではなくて、維持管理には必ずそれなりの費用がかかるわけです。そこは応分の負担をお願いしたいという考え方のもとで、私どもは指定管理で、利用料についてはほかの体育館と同様ということで話をさせていただいているというものです。一応はそういう形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 大変質問の仕方が下手で恐縮でございます。私はここで今問いかけているのは、市、郡外の利用料という部分でどのように、普通の一般的に言われる小中学校の体育館利用料と違った考え方を取られたのかということをお聞きしているのであります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この施設については当然学校ではない施設になりますので、考え方としては、ほかの市外の方が例えば来られて合宿等で使われる場合についても、例えば、塩沢には勤労者体育センターであったり、雪国スポーツ館であったり、そういうものとは同じく整合はつけるべきだろうということです。市外の方については利用料金が下がったという形に捉えられるかもしれませんが、そこは使いやすいように、利便性を向上させたいと考えております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　今、大崎の行政区さんをお願いされていて、幾らか払っている料金があるのか、ないのか。それで指定管理にすることで、どれぐらいの委託料を考えていて、どれぐらいの使用料があつて、これぐらいの経費が削減されるみたいな、今の段階でそういった構想はあるのですか。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　　一応、その維持管理費がどれぐらいかかるかという試算はしております。それで、あそこについては大崎行政区さんには、ダム公園も含めて、一応 60 万円で指定管理を出しております。ただ、決算書を見させていただくと、そこに大崎区さんはさらに 6 万円を上乗せして管理をお願いしている状態なので、大崎区さんとしては頑張って管理していただいているのですけれども、自分たちですということは負担、持ち出しがあると考えています。

令和 2 年度の施設全体の維持管理等を見ていくと、大体 200 万円ぐらいかかっております。なので、そこについて使用料が取れる段階で、そこはまず埋められるのが 1 点あります。あとはやはりそこのところをいかにさけるかというのは、全くそれが——維持管理は当然行政財産ですので、教育財産になるのかもしれませんが——そこが全く、指定管理を入れることによって、例えば支出がゼロになるということはないと思いますけれども、やはりほかの施設と同様にある程度収支、収入を得ることによって支出を減らす傾向を取ること。もう一つはやはり市民の方の利用、あと市外の方もそうですけれども、利用の便を向上させるのと、やはり公平性を持たせたいというところで考えております。

以上です。

○議　　長　　1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　今後、その使用料で経費削減を図るとしたら、市外の人に来てもらえたら、それは一番収益が上がる方法ではあるのですけれども、その場合、商工観光課の観光のノウハウを最大限生かしてやっていくという方法もあると思うのです。そういったときに教育委員会と連携してやっていく考えはあるのかだけお願いします。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　　その話については、ほかの議員の方からもおっしゃっていることですし、やはり教育委員会とは——施設を保有、その管理をしているのは教育委員会ですし、合宿の方の誘致、そういうものについては私どもになりますので、そこは連携を当然していくべきだろうと思います。

以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 16 号議案 南魚沼市大崎体育館条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 26、報告第 3 号までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を 5 時といたします。

〔午後 4 時 46 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 4 時 59 分〕

○議 長 日程第 19、第 17 号議案 南魚沼市行政手続条例及び南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 17 号議案 南魚沼市行政手続条例及び南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。本議案は、民法の一部を改正する法律が、平成 30 年 6 月 20 日に公布され、一部の規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

この改正によりまして、民法で定める成年到達年齢、これが 20 歳から 18 歳に引き下げられるということに伴いまして、保護者という文言について、必要な修正を加えるものであります。

保護者とは、未成年者等に対しまして、親権を行うもの、あるいは監護を行うものなどを意味する言葉でありますけれども、民法の改正によりまして高校生であっても満 18 歳を迎えて成年に到達すると、それ以降、理論上保護者というのは存在しなくなるということになります。しかし、条例上、成年到達前と同じ対応をとる必要があるという場合がございます。保護者という文言に若干の説明を加える必要が生じたというものでございます。南魚沼市の条例の中で次の 2 つの条例について修正が必要と判断をいたしましたので、一部改正条例を上程するものであります。

議案書の 3 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。第 1 条関係は、南魚沼市行政手続条例の新旧対照表であります。この条例は、行政機関の行う処分、あるいは行政指導について審査基準や標準処理期間、処分の手続など共通事項を定めることにより行政の透明性を向上させることを目的としている条例でございますけれども、第 3 条は、その規定の適用除外となる場合を定めております。第 2 号中、保護者の文言を、保護者・父母等という文言に改めまして、成年到達後もこの規定がそのまま適用できるように改正したいというも

のでございます。

第2条関係は、南魚沼市奨学金貸与基金条例の新旧対照表であります。この条例は、経済的な理由によりまして奨学金を貸与するために基金を設置することを定めた条例で、貸与を受ける条件等を定めておりますけれども、第8条は、貸与する場合、連帯保証人2人を付すことを義務づける規定であります。そのうちの1人は保護者とする、としているものでございます。

この規定については、法律関係の形成に係るものでありまして、権利義務の得喪に係る規定でありますので、少し詳しく、保護者の文言の次に（奨学生が成年の場合は、父母又はこれに代わる者。以下同じ。）という説明を加えたいということでございます。

成年到達後であっても、奨学金の貸与を受ける立場である以上、未成年者の高校生等と同じであると判断されますので、従前と同様に連帯保証人をつけていただくというものでございます。

1ページに戻っていただき、本改正条例の附則であります。施行期日は、令和4年4月1日から施行するをしたいものでございます。

以上で第17号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第17号議案 南魚沼市行政手続条例及び南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第18号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第18号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

日本では育児の負担が依然として女性に偏っているという実態があります。男性による育

児を促進することで男性のワークライフバランスの推進のみならず、女性の活躍を促進し、もって、誰もが性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を実現することが重要な課題となっております。

国は、令和3年6月に、民間の労働者に関して、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を制定いたしました。1年6か月以内に施行することになっておりますけれども、この法律では男性の育児休業の取得を推進しているということでございます。国家公務員についても人事院は、昨年8月10日に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行い、併せて、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置を明らかにし、人事院規則の改正等により法改正との一体的な推進を図ったところであります。

この環境整備の動きは、地方公共団体の職員についても同様な措置が求められておりまして、今回の条例改正は、人事院規則等の改正に係る措置のうち、令和4年4月1日施行予定の部分について、改正を行うものであります。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第4号アの改正であります。これは非常勤職員の育児休業、部分休業の取得に関して、引き続き在職した期間が1年以上であることの内容を削除するという内容であります。

めくって4ページのほうです。第25条それから第26条を加える改正であります。いずれも育児休業を取得しやすくするための措置を任命権者に義務づけるという規定でありまして、第25条第1項は、育児休業制度の周知と、当該職員に対して、意向確認のために面談等の措置を講じること。第2項は、育児休業の取得を申し出たことを理由として、職員が不利益な取扱いを受けることのないようにしなければならないということ。第26条は、育児休業の取得が円滑に行われるように、第1号において職員に対する研修の実施、第2号において相談体制の整備、第3号においてその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を任命権者に義務づけるものであります。

戻って2ページであります。本改正条例の附則であります。施行期日を令和4年4月1日としたいものであります。

以上で第18号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 19 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 19 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

2 本の条例を一括で行うものでありますけれども、いずれも令和 3 年の人事院勧告に基づいて、期末手当の率を改正するというものでございます。本来、当該年度の人事院勧告につきましては、12 月の期末手当等で調整を行ってございましたけれども、令和 3 年度におきましては、政府の意向としまして、コロナ禍で疲弊した経済を立て直すため、様々な経済支援策を施している中、公務員の手当を引き下げることが、この施策に逆行しているとして、12 月の実施を見送ったというものでございます。

南魚沼市は、これまでも国公準拠を堅持してまいりましたので、この度も国の意向に合わせまして、12 月の実施を見送り、6 月の手当でこれを調整するというものでございます。なお、これまで特別職の条例改正を先行して上程してきましたけれども、特別職の規定といたしますのは、一般職の規定を準用する形となっておりますので、一般職のほうを先に説明をさせていただきたいということで、こちらを先行して上程したものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。上の段、第 1 条関係は、南魚沼市職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。第 16 条の 5 第 2 項は、一般職の職員に係る期末手当の率であります。100 分の 127.5 を 100 分の 120 に改めるというものです。0.075 月分、年間では 0.15 月分を減じるということになります。同じく第 3 項は、再任用職員に係る期末手当の率でありまして、第 2 項の率を読み替えて適用される形になっております。100 分の 127.5 とあるのは 100 分の 72.5 という読替規定を、100 分の 120 とあるのは 100 分の 67.5 という文言に改正します。これは 0.05 月分、年間で 0.1 月分を減じるという改正でございます。

下の段、第 2 条関係は、南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表であります。第 8 条第 2 項は、特定任期付職員に関する一般職の給与条例の適用規定でありますけれども、めくっていただいて 4 ページになります。100 分の 127.5 とあるのは 100 分の 167.5 という読替規定がございますが、これを 100 分の 120 とあるのは 100 分の 162.5 という文言に改めるというものでございます。特定任期付職員についても、0.05 月分、年間で

0.1 月分が減じられるということでございます。

戻っていただいて 1 ページであります。本改正条例の附則であります。第 1 項は、施行期日で、公布の日からとするもの。第 2 項は、令和 4 年 6 月に支給される期末手当に関する特例措置を規定するものでありまして、本来 12 月に実施されていたとするならば減額となったであろうという金額を、本年 6 月の期末手当から減額するという内容であります。

めくって 2 ページのほうになりますけれども、その下のほうに (1)、(2) とあります。第 1 号のほうは再任用職員以外の一般職の職員についてでありまして、昨年 12 月 1 日時点における基準月額に 127.5 分の 15 を乗じた金額、第 2 号は再任用職員で、72.5 分の 10 を乗じた金額をそれぞれ減額するというものでございます。特定任期付職員については、現在採用がありませんので特例措置の規定は置きません。第 3 項は、規則への委任規定であります。

以上で第 19 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 この引下げによって、財政的にどれぐらい浮くのでしょうか。それをちょっと聞かせてください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まとめてというか、6 月期で引き下げます。4,400 万円程度と試算しております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 19 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について反対の立場で討論に参加します。いまだ日本経済は新型コロナウイルス感染症の深刻な影響から脱出できない状況です。我が南魚沼市も一層深刻な状況になっています。こうした状況の下で、市職員給与の引下げ改定はどのような影響が考えられるのでしょうか。そもそも日本経済は経済成長せず、賃金が増えない状況が続いています。

OECD のデータによれば、2013 年からの 7 年間でアメリカは GDP が 24% 増えているのに、日本は 6% しか増えていません。過去 30 年間の賃金の伸びはアメリカが 47.7%、ドイツが 33.7% などとなっているのに、日本はわずか 4.4% しか伸びていません。隣の韓国は 92.2% 伸び、ほぼ 2 倍に賃金が上がって、2015 年には日本を抜いています。こうした現実のもとで

岸田政権も賃金の引上げを経営者に要請しています。政府の進める賃上げ税制によって、どの程度賃金の引上げが行われるかは定かではありませんが、政府も求めています。

人事院の勧告に従うというこれまでの慣例を変えることにはなりますが、公務員に準ずる給与水準を採用している事業所への影響も考えれば、引き下げるべきではないと考えます。先ほどの答弁でも影響は 4,400 万円程度とわずかであり、引下げの必要はないことを申し述べて反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 19 号議案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。南魚沼市の自殺者数は昨年 20 人となり、前年の、その前の年の倍増となりました。生活保護を受ける方の数も過去最高となり、一方で平均賃金は下がっていないということは貧富の格差が広がっているのだと私は思っています。この貧富の格差の中にいる中で、上の人たちというのは、それは市役所で働いている方たちだと私は思っております。

であるならば、生活困窮に陥った人たちを助けることを最大優先と考えるならば、この改正案に関しては私は致し方ないのかという立場でございます。もし、公務員の給料をもっと上げるべきだ、維持すべきだという考えならば、どうやって経済全体を押し上げていくのかという政策で進めていくべきだと私は考えます。

生活に困っている人たちがこれだけいる中で、その人たちを一人でも多くその 4,000 万円で助けることができるなら、私はこの改正案には賛成の立場です。討論に参加させていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 20 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 20 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につ

きまして提案理由の説明を申し上げます。

第 19 号議案と同じく、市長、副市長など常勤の特別職に係る期末手当の率を変更するものでございます。人事院勧告は一般職の国家公務員について出されますけれども、これを踏まえて、政府が閣議決定により特別職の職員にも適用するというものでございます。地方自治体もこれに準じて改正を行っております。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 3 項の規定中、一般職の給与条例を読み替えて適用する規定となっておりますけれども、100 分の 127.5 とあるのは、100 分の 165 という読替規定がございます。これを 100 分の 120 とあるのは、100 分の 160 という文言に改めます。100 分の 165 から 100 分の 160 への減額でありますので、0.05 月分、年間では 0.1 月分を減じるという内容になります。

1 ページに戻っていただきまして本改正条例の附則であります。第 1 項は、施行期日を公布日とするもの。第 2 項は、南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。同じく 0.05 月分、年間で 0.1 月分を減じるという内容であります。第 3 項は、令和 4 年 6 月支給の期末手当に関する特例措置であります。一般職と同じく、昨年 12 月に実施したとしたならば、減額されたであろう金額を今年の 6 月支給分から減額するという内容であります。昨年 12 月 1 日時点における基準月額に 165 分の 10 を乗じた金額を減額するということになりますけれども、この規定を先ほどの新旧対照表、改正案のほうになりますけれども、第 2 条第 3 項の 6 行目以降、ここに、第 19 号議案で議決をいただきました南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の改正附則第 2 項第 1 号部分をここに読み替えて加えるという、非常に複雑な形になりますけれども、そういった形で今年 6 月の支給分については特例措置をここに設けるという規定になります。

以上で第 20 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、発議第 1 号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第 1 号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本発議案は、先ほどの第 20 号議案南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正に倣い、南魚沼市議会議員の期末手当の率について引下げを行いたいものです。

それでは、資料 5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 5 条第 2 項中、6 月に支給する期末手当を 100 分の 165 から 100 分の 160 に、12 月に支給する期末手当も同じく 100 分の 165 から 100 分の 160 とするものです。これにより、これまでの年 3.30 月から年 3.20 月へ引下げとなります。

3 ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。第 1 項は、施行期日を公布の日からとするものです。第 2 項は、令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置について規定したもので、市の特別職と同様に、令和 3 年 12 月に期末手当の引下げを実施した場合に減額されたであろう金額を、令和 4 年 6 月期の期末手当から減額する内容となっています。

なお、本発議は議会運営委員会において、全会一致で発議することといたしましたのでご報告申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 1 号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、発議第 2 号 特別委員会の設置について(議会改革特別委員会)を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君　それでは、発議第 2 号　特別委員会の設置について説明いたします。特別委員会の設置について、南魚沼市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。名称、議会改革特別委員会。設置の根拠、地方自治法第 109 条第 1 項及び南魚沼市議会委員会条例第 6 条。目的、議会改革に関する諸課題について調査、検討を行う。委員の定数、6 人。調査期間は令和 5 年 3 月 31 日までとし、閉会中も調査を行うことができるものとする。

なお、本発議は議会運営委員会において、全会一致で発議することといたしましたのでご報告申し上げます。

以上、特別委員会の設置についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。発議第 2 号　特別委員会の設置について（議会改革特別委員会）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　この後、付議事件の配付のため暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

〔午後 5 時 28 分〕

○議　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 5 時 30 分〕

○議　　長　　日程第 25、報告第 2 号　議会改革特別委員会委員の選任についてを行います。議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第 2 号　議会改革特別委員会委員の選任についてを終わります。

○議　　長　　ここで、議会改革特別委員会の正副委員長互選のため休憩といたします。再開を 5 時 40 分といたします。

〔午後 5 時 30 分〕

○議　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 5 時 40 分]

○議長 長 日程第 26、報告第 3 号 議会改革特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第 3 号 議会改革特別委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

委員長・小澤実、副委員長・佐藤剛。

以上でございます。

○議長 長 議会改革特別委員会の正副委員長の選任については、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

○議長 長 ここで、議会改革特別委員長・小澤実君から挨拶していただきます。

議会改革特別委員長。

○小澤議会改革特別委員長 ただいま議会改革特別委員長に選任されました。一言ご挨拶申し上げます。今回は 5 会派が一致して、今、このコロナ禍ではありますけれども、議会改革をしていこうという、そういったことでこの委員会が立ち上がりました。

実際に政務調査も、それから議会報告会も 2 年ほど全くできていないという、こういう現実の中ですけれども、この市内及び全体の中では、やはり人口減少であったり、生産人口の減少であったり、また高齢化率の上昇ということで、非常にいろいろな部分がまた議会に課せられております。

議会の活性化によって改革して、市民の福祉の向上、それから市政の発展に努めていくために、各会派の意見を取りまとめまして、来年の 1 月いっぱいまでぐらいには答えを出さなければならないということであろうかと思いますが、それぞれ議員諸氏のご協力をいただく中で務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 以上で、報告第 3 号 議会改革特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長 長 本日はこれで散会いたします。

○議長 長 次の本会議は明日 3 月 1 日火曜日、午後 1 時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでございました。

[午後 5 時 44 分]